

令和6年6月犬山市議会定例議会会議録

第5号 6月14日（金曜日）

◎議事日程 第5号 令和6年6月14日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大 鹿 真 君
主 査 補	高 橋 万祐子 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
防災交通課長	伊 藤 修 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
高齢者支援課長	前 田 敦 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	整 備 課 長	高 橋 秀 成 君

土木管理課長	吉 田 昌 義 君	環 境 課 長	高 橋 正 直 君
産 業 課 長	山 崎 直 人 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育教育課主幹	鈴 木 早 智 君	文化推進課長	大 黒 澄 子 君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） おはようございます。13番、清風会、鈴木伸太郎でございます。

議長にお許しいただきましたので、通告通り4件の一般質問をさせていただきます。

1点目、南部住民の暮らしの安心を考えるということで、要旨1、大口町に設置された産業廃施設対応のサポートを求めるということで、犬山市との境、大口町二ツ屋地内に新たに産業廃棄物等リサイクルの処理場が建設されております。

犬山市側で言いますと、楽田安師、楽田市、羽黒新田に近接している場所でございます。5月20日から月末にかけて、5月20日に私と事業者と県と三者で現場立会いして、愛知県のほうから事業者のほうにいろいろ指導をしてもらっていますが、ちょっと事業者の動きが鈍いかなというふうに感じております。

その後、もう本当に刻々と事態が変わってきていて、6月に入って町内会の打合せが2回あって、昨日もあって、今日も夕方、町内会の方とお会いして対策を考えていくというふうな動きでございます。

犬山市においては、以前岡村議員が、犬山市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例というのを努力してつくられて、産業廃棄物の事業者と地域との協定書の締結に至ったという過去があります。

私、今回も勉強させていただきましたが、産業廃棄物とかりサイクルの処理場ができるのが駄目というわけではなく、やっぱり我々もそのごみを出す立場でもありますので、事業者と地域がともに共存していけるような共存の体制を取れるような環境をつくっていくのが私の仕事かなと思っております。

ただ、今回は、場所が隣町で犬山市ではないというところがちょっと特異な例で、犬山市の条例適用は難しいのかなと思っております。

ただ、できればその行政の枠を越えて、環境協定書の締結まで持っていきたいなと私も地元も考えておりますので、その場合、こういうケースの場合、犬山市としてどこまでご尽力いただけるかという質問でございます。

もちろん地元住民とか、事業者の利害関係者が協定書をつくっていく主役になっていくと

思うんですが、専門的知見とかになると、我々も持ち得ていない。そこら辺でアドバイスをもらったりとか、いろいろご助言をいただきたいと思うんですが、市のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） おはようございます。鈴木議員のご質問にお答えします。

産業廃棄物処理施設の設置や維持管理等に当たり、当該施設の設置事業者と地元住民が環境保全に関する協定を締結することについては、周辺住民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に寄与するものと考えています。

また、環境保全協定は法律や条例では規定がない事項についても、事業者の協力で取決めることが可能であり、地域の実態に即した環境保全が図られ、地域住民と事業者の良好な信頼関係を築くことにもつながります。

そのため市としまして、町内会より相談があった際には、他の環境保全協定の締結事例の紹介や、法令等規制をお伝えするとともに、必要に応じて産業廃棄物処理施設を所管する愛知県との連携を図るなど、必要な支援を行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 必要な支援をいただけるという答えをもらいましたが、これはよく災害のときに自助・共助・公助なんていう言葉がよく使われますが、これやっぱり地域みんなが力を合わせていろいろ考えていくという共助の仕事になるかと思うので、本当にいろいろアドバイスをいただけるよう、よろしくお願いいたします。

要旨2です。大縣神社周辺道路の汚損破損改善を求めるということで、楽田ですね、大縣神社周辺の県道大縣神社線というのが、楽田駅から大縣神社の大きな正面の鳥居まであります。それから、大縣神社に向かって正面の鳥居から左に折れて、奥のほうの福祉施設とか、そっちのほうに行くのが、市道大縣神社線とって、以前からこの2つの道路は、道路の破損とか、砂や泥の堆積とか、粉じんによる生活環境の悪化というのがいろいろ取り沙汰されておりました。最近、特にひどいよと、地域の人からお話を伺って今回質問しております。

5月に地域のほうから、その改善に向けた土木要望も出ております。喫緊の課題だと考えておりますが、対策はいかがでしょうか、お伺いいたします。

これもやっぱりさっきと同じように、生活環境を維持するための、我々住民と、あとそこで事業される方々と、けんかしとってもしようがないんで、お互いに共存するにはどうしたらいいかという観点でお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

大縣神社周辺道路は、大縣神社入り口までは今、議員、お話のとおり県道部分でございます。その奥に接続されている部分が市道部分となり、特別養護老人ホームと採石業者の敷地

につながっております。

今年度に入り、地域の方からこの道路の破損や砂、泥の堆積や粉じんについて通報と土木要望がありました。現状は資材を運搬するダンプカーがタイヤに泥を付着させたまま通行することによる汚損や、その泥が乾き、走行中に粉じんとなり、飛散している状況と、舗装のひび割れ等の破損を確認しております。

舗装については採石業者へ場内でのタイヤ洗浄装置による泥落としの徹底と、地域住民に配慮した通行をするよう指導をしていきます。

次に、道路の破損については、市道大縣神社線の利用状況は、特定の利用者が多いことから、特別養護老人ホームまでを市が修繕をする部分と考えており、市内の他の舗装要望と合わせて検討を行い、優先順位を決めて、舗装修繕を行っていきます。

また、特別養護老人ホームより奥は、ほぼ採石業者が利用している道路となっているため、事業者と協議を行っていきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今の答弁で、採石業者に対して地域住民に配慮した通行の要望ということだったんですが、要望というよりも、やっぱりできれば指導とか指示とかしていただきたいと思うんですが。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員、答弁の中で指導と答弁しています。

◎13番（鈴木伸太郎君） 失礼しました。ごめんなさい。ありがとうございます。じゃあ、指導ということで、よろしくお願いいたします。

再質問です。

これは地域の方々は一日でも早い改善を求めているわけですが。特別養護老人ホームまで市が優先して修繕を行うとおっしゃっていただきましたが、いつまで、いつこれはやっていただけるのでしょうか、再質問をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

県道大縣神社線接道部分から特別養護老人ホーム入り口までの舗装修繕については、地区からの土木要望を踏まえ、現地の状況も確認しており、既に今年度施工に向け、調整をしているところです。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今年度やっていただけたというふうに確認しました。早速の対応を感謝いたします。

要旨3です。富岡荒井線の安全対策を求めているということで、以前から富岡荒井線の横断歩道の増設というのを訴えてきましたが、正直、なかなか実現しないというのが実感でございます。

以前からここで私は富岡荒井線が今、南のほう、小牧の本庄で突き当たっていますが、それがそのうち155号線の上末辺りの三菱重工がある辺り、あの辺りまで通じると、もっと通

行量は増えるよねということとか言ってましたが、さらに多分来年の夏頃を予定されていると思うんですが、小牧市東部の中央自動車道に、ハイウエーオアシス小牧ができて、そこにスマートインターが開設予定です。そうすると、小牧市東部から犬山市南部入ってくる車両が予想されますし、そっちへ行く車も当然増えるだろうというふうに予測されます。

さらに、蟬屋長塚線の整備が始まって、それが開通すれば、富岡荒井線の通行量というのは飛躍的に増えるんだろうなというのは明らかです。

五条川から南、羽黒楽田地区は、以前からいろいろ横断歩道の設置要望が出ていますが、将来的にはもう通行量が物すごい増えていくということであれば、逆に横断歩道は危ないかもしれないというような気もします。

楽田の小中学生の通学路は多くが、全部ではないんですが、多くが信号機のある横断歩道を歩いて通学していきますが、羽黒の小学生はそうではないというふうに聞き及んでおりますが、そういうことも考えると、やっぱり信号付きの交差点が欲しいなというふうに思います。

もしくは、やっぱり横断歩道が危ないということであれば、地下道とか、地下道はちょっと暗いのかなということであれば、歩道橋とか、これはちょっと予算もかなりかかってくるんで、すぐにどうこうということは難しいのかもしれないんですが、そういう安全対策、安全確保も考えていかないと、横断する市民の安全は確保できないのかなというふうに考えておりますが、市のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和4年11月24日に全線開通した富岡荒井線ですが、開通後の状況を踏まえ、令和5年8月には速度規制の変更、12月には野田地内の接続道路との交差点に一時停止の規制を行うなど、警察と連携しながら安全対策を実施してきました。

また、富岡荒井線は、県道春日井各務原線と並行する主要な幹線道路であり、横断歩道の追加設置については、警察との協議の中で、横断歩道を設置することがかえって危険となる可能性があることなどから、現時点での設置は難しいとのことでした。

しかしながら、市としても地域からの要望があることは認識しており、引き続き警察へ要望を伝えていきます。

一方で、現在事業を進めている蟬屋長塚線が将来開通した際には、富岡荒井線の交通量に変動が生じる可能性がありますので、安全対策については、開通後の状況を見ながら必要に応じて考えていきます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 今の答弁で、警察のほうには要望を出していただけたという話だったんですが、一番最後のほうで、富岡荒井線の交通量、蟬屋長塚線が開通した際には、交通量の変動が生じる可能性があるんで、開通後の状況を見ながら、必要に応じて考えていくということで終わっているんですが、前のほうを聞いてると、ずっと警察のほうと協議して

いただけるのかなというふうには考えたんですが、再質問で、要は、確認なんですけど、蟬屋長塚線ができる、できないにかかわらず、いろいろ富岡荒井線の安全対策は考えていただけるという認識でよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁しましたとおり、繰り返しになりますが、富岡荒井線の安全対策は、蟬屋長塚線の開通を待つのではなく、既に速度規制の変更と接続道路との交差部に一時停止の規制を行うなど、警察と連携しながら安全対策を実施してきました。

また、地域からの要望につきましては、引き続き警察へ要望を伝えていきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 理解しました。期待しております。

件名2です。楽田の主要な東西軸について考えるということで、これも何度か質問している案件です。

要旨1、市道荒井本町線以西の道路整備を求めるということで、先輩の矢幡議員が旧大口桃花台線の整備についてご尽力されました。現在は主要地方道春日井各務原線から東は、若干狭まってる未完成のところもあるんですが、通れるようになって便利になっております。

しかし、その春日井各務原線の楽田横町歩道橋、そこから西は未開通のままです。市長が常々おっしゃられるとおり、楽田の東西軸の強化は必要である。やっぱりそれを実現するには、この旧大口桃花台線の主要地方道の春日井各務原線以西、現在で言うと市道楽田西73号線というのと、都市計画道路大口楽田線の整備、これがやっぱり必要なんだろうなと私は考えます。

これがもしできれば、先ほど述べたとおり、小牧市東部のほうから流入する車両の流れが、すごいスムーズになるはずなんです。現在、県道大縣神社線、それから若宮江南線という、要は楽田駅を東西に通る道路、ここがすごいやっぱり今でも混んでおりまして、この渋滞緩和にも寄与するというふうに思っております。

この3月に楽田上本町の町内会の総会が開催されまして、そこで市長、それから県議、それから楽田在住の市議会議員、我々に要望書が手渡されました。そこには地域の子どもの通学路の安全確保についての要望が記載されておりましたし、楽田小学校のPTAからも、楽田西部から小学校へ通学する児童の安全確保の要望というのを私のほうにいただいております。

この旧大口桃花台線を整備することで、児童の現在危ない通学路の課題はかなり改善されるということが期待できます。

さらに、何度も言いますが、楽田西子ども未来園南部辺りに集積している事業所、物流会社とか、いろいろ製造会社とかありますけれども、事業所に入出入りする大型車の利便性も向上し、それによって地域住民の安全は確保できるのかなというところで、長々とお話

しましたが、市南部の東西軸であるこの旧大口桃花台線の整備、これにもぜひ着手していただきたいということでお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

都市計画道路大口桃花台線の都市計画廃止に伴い、現道の市道楽田西73号線は、圃場整備等により、都市計画道路としての幅員で用地を確保している区間と、現況幅員が狭い生活道路が混在する状況であります。

この廃止により、都市計画道路幅員内での土地の利活用などの制限が外れていることから、現在は市道整備事業として、楽田西73号線を進める計画はありませんが、道路周辺の土地利用や、地元からの要望などを踏まえつつ、他路線の整備状況を含め、費用対効果などを検討していきたいと考えています。

また、愛知県事業の都市計画道路大口楽田線については、一部区間で整備が完了しておりますが、市道犬山公園小牧線との接続部分と、西楽田団地入り口交差点付近の未整備区間については、今後の交通状況の変化を見極めつつ、必要な時期に愛知県へ整備を要望してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 楽田西73号線を進める計画はないということで、ちょっと残念だなと、いつもどおりの答えだなというところなんですけれども、残念だなと思っておりますが、楽田駅からほぼほぼ等距離の、今申し上げた楽田西子ども未来園周辺、等距離でエナジーサポートの南の辺りは今、数社の企業が進出してきて、創業してるところもあれば造成中のところもあって、同じぐらいの距離で、特に今回のこのエリアというのは、その工業団地とも連担してくるところだし、条件としてはいいなと私は個人的に思うんですよ。将来の楽田の土地をどう利活用していくか、小牧に一番近い隣接しているところをどうしていくかということを考えれば、何か今までの考え方を変えていく余地は十分にあると思うんです。ぜひ新たな動きがあることを期待いたします。

要旨2です。高岡線は着手しないのかということで、高岡線、県道楽田各務原線の西北野の交差点、それから小牧線を渡って富岡荒井線の楽田西子ども未来園付近をつなぐ都市計画道路高岡線というのがあるんですが、ここ数年前に戸建て住宅が建って、高岡線にかぶさるように市道楽田東352号線という道路も建設されております。

この道路の計画をしている地図を見ると、お寺や神社の境内を横切るなど、なかなかこれ造るのは難しいんじゃないのと、私、以前から思っておりました。

要旨1でお伝えしました、旧大口桃花台線に、今、蟬屋長塚線に注力していただいておりますが、同時にこの旧大口桃花台線にも注力していただく、高岡線は全然もう考えなくてもいいよと、計画を変更しちゃったらどうだろうという提案です。

あわせて既に確保してある用地の利活用とかも考えれば、妥当な提案じゃないかなと思うんですが、お考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

都市計画道路高岡線の未整備区間は、名鉄小牧線を高架する計画であり、議員おっしゃるとおり、住宅などの影響が広範囲に及ぶことから、着手するには課題の多い路線であります。また、都市計画決定がされ、長期未整備路線となっている道路は、民有地への制限や、有効な土地利用を妨げてしまう懸念があることは認識しております。

このような都市計画道路は、その必要性や実現性などを再検証する必要があることから、愛知県では都市計画道路見直し方針を作成して取組を進めており、本市においても一部区間を含む9つの路線で都市計画を廃止または変更しております。

高岡線の計画につきましては、本年度に進めております同じ東西軸である都市計画道路蟬屋長塚線の道路予備設計において、道路整備に伴う将来交通量の影響を調査する予定であり、その結果を踏まえ、高岡線の方向性を検討していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 時間かかるんだなというふうに認識をいたしました。

富岡荒井線の楽田東子ども未来園付近の辺りに高岡線はぶつかってくる計画なんですが、恐らくあそこら辺、今既に住宅を造る会社が入ってきて、今も30件ぐらいかな、分譲が始まっていて、子ども未来園の周辺って、多分すごい環境がいいんで、10年後、20年後にはもう住宅がたくさん建ってるんだろうなと私、思うんです。

なので、未整備路線がそのまま残っていると、さあ果たしてその開発に支障がなければいいんですが、あるような気がするんで、なるべく早く計画を変えたほうがいいのかなというふうに感じております。

再質問です。

この高岡線の計画をしているところで、東北野の地内ですね、諸鐙神社の東側なんですが、道路用地は確保されて、長年フェンスに囲まれているだけで、未利用の場所があります。

これももったいないなと思うんですよね。何か提案型で、事業者に貸し出したりして、例えば貸し駐車場にするとか、何か利活用できるような気がするんです。何かそういう未利用地、高岡線のために確保してある未利用地を利用するお考えとかございませんでしょうか。

再質問です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

今、議員がご指摘のありました都市計画道路用地として確保している用地につきまして、現在フェンスで囲ってあるという状況は確認をしております。しかしながら、今現在、犬山市としてあそこを整備していくということは考えておりません。

また、地元などでイベントなどで使いたいという提案がございましたら、行政財産の目的

外使用申請をいただき、内容を確認した上で、犬山市財産管理規則に基づいて使用を許可するということも考えられます。

現在、犬山市でそこを民間等に提案して、何か募集するという考えは、現在はございません。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 民間に貸し出すとか、そういうことはされないということで理解しました。地元のほうで何かイベントでということがあれば、都度都度、案件によっては可能性は開けるのかなという、ちょっとだけ期待のある答弁をいただきました。

件名3です。二の宮みかんの将来を考えるということで、以前、二の宮みかんを何とか残してほしいという提案をさせていただきましたが、令和5年の11月議会ですね、二の宮みかんの質問をして、保存に向けてすごい積極的な答弁をいただきました。

その後、2月に栽培農家、それから二の宮みかに興味ある方々の座談会が開催され、私も参加しました。そこで、高齢化等で栽培はもう諦めるしかないなという人も来てたし、新たに何か二の宮みかんで、何か新たなチャレンジをしたいという人も来て、そこで交わったんです、人が。これはこのまま何か次の動きが始まるかと思ったら、ちょっとそこでストップした感が私は感じております。

ミカンというと、5月に花が咲いて、すごい柔らかいいい香りがするんですが、ちょうどもう6月に入って、ちょうど今もう消毒が始まっている時期でございますが、このままだと今シーズン何も手が入らないまま終わってしまうんじゃないかなというふうに、すごい心配をしております。

前回質問したときの答弁では、半年ぐらいかけて農家や栽培地の現状を調査するということでしたが、ちょっとどんどんどんもうやめたい、やめたいという人ばかりで、このペースだと保存が間に合わないような、ちょっとそういう危惧をしております。そういう調査されたと思うんですが、その結果はどうだったんでしょうか。

結果を見て、これはちょっとミカン無理だわと諦めるのは簡単ですが、ただ、市長公約にもありました。そういう果樹栽培を残していくというミッションは、我々に与えられた課題なんで、ちょっとやっぱりもうペースアップしたほうがいいんじゃないかと思います。

ミカン栽培、二の宮みかんの維持について、これからどのようなアクションを起こしていくのか、ちょっとお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

去年11月以降の二の宮みかんに関する動向としては、令和6年2月に議員おっしゃいましたように二の宮みかんに関する座談会を開催し、また把握ができる範囲において、二の宮みかん栽培者への聞き取り調査を実施しました。

二の宮みかん栽培者15名に聞き取りをした結果は、後継者がいる方が2名、法人化して取り組む方が1名、後継者がいる割合は2割でした。また、後継者がいない方のうち、栽培を

やめた後にミカン畑を貸してもよいという方が3名、栽培をやめても貸さない意向の方は3名でした。また、聞き取りの15名のうち4名が借地で栽培しているという状況でございました。

犬山の農業を守り、農産物をブランド化という市長のマニフェストにおいては、二の宮みかんも例外ではなく、今年度も年間スケジュールを作成し、進めているところです。

まず、5月には、農産物などブランディング推進補助金制度を開始しており、この制度により、二の宮みかんの畑を引き継いで耕作する場合、必要な機材や資材、圃場の再整備に係る費用への支援も可能なため、第三者承継につながる効果も期待しているところです。

次に、8月末までには、現在把握している全ての栽培者へ戸別に訪問し、栽培者との関係づくり、ミカン畑の現地確認を行い、二の宮みかんの圃場台帳の整備を進めていきます。この圃場台帳を基礎資料として、農業委員会等と連携しながら、随時、栽培者や土地所有者、新規参入者とのマッチングを進めていきます。

新たなミカン栽培者の技術的な育成支援としては、県農業改良普及課と連携し、ミカン栽培の基礎的講座の試行に向け、既に調整を始めているところです。また、二の宮みかんの認知度向上に向け、11月には民間の地方情報誌でPRを予定しております。

生産量が少ない二の宮みかんでは、農業経営という観点において付加価値向上のため、加工品の開発など6次産業化も視野に入れることが求められる可能性もあり、座談会では新規参入に関し、関心のある参加者も難しい現状を理解されているような状況もありました。

しかしながら、二の宮みかんの持続可能な産地の維持に向け、しっかりと腰を据えて栽培者や新規参入者を支える下地づくりを整えてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ちょうど楽田では、今週ぐらいから桃の収穫がちょうど始まったところで、昨日も今日も桃農家に、朝入って、桃を分けてくださいませんかというのは、また別の犬山の桃をすごい探してる人、小売店がいて、全然足らない、全然足らないから鈴木さん、桃農家と話ししてと言われて、昨日も今日も朝、何件か回りましたが、なかなか厳しいんですけど、それは桃の話。

大体、桃農家ってミカンやってる方もいらっしゃって、合わせてミカンの話もするんですが、なかなか厳しいなというのがやっぱり現場の肌感覚です。今答弁で答えていただいたことは当然というところで、なるべくさらにアクセルふかしてやっていただくといいかなと思いました。

ミカンの話を言えば、多分もう6次化したいという人はいるんですが、やっぱりミカンももう全然量が足りないって聞くんです。なので、雑誌でPRというのもあったんだけど、逆に大丈夫かなと。PRしたけど、全然物がないというんだとちょっとどうかなっていうところもあるんで、そこら辺しっかり対応のほう、よろしくお願いします。

4件目です。勤労青少年ホームの利活用を考えるということで、要旨1、施設整備の早期実現を求めるということで、これも令和5年2月議会で、楽田の工業団地の中にある勤労青少年ホームの在り方について質問しました。

未使用の1階の調理室というのがありまして、特にこれの利活用を何とかしてくれという

質問だったんですが、合わせてエレベーターの設置をしてくれとか、隣接するスポーツ施設との連携をしてくれとか、ネーミングライツなどの名称の変更などもしたらどうかなどの提案もさせていただきました。

施設整備をするという答弁をいただいておりますが、その後の経過、今後の予定等をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和5年2月に答弁しましたとおり、施設の在り方について、現在の用途変更も視野に入れつつ、利便性の高い施設となるよう検討を進めているところです。

現状把握のため、令和5年8月に、勤労青少年ホームの利用者にアンケート調査をお願いしたところ、207件の回答がありました。

アンケート結果によると、施設利用者は羽黒、楽田地区に限らず、犬山地区など市内各地区に居住し、市内在住者が75%、市外在住者は25%で、女性が男性の3倍利用しており、年齢は50代以下は16%、70歳代が最も多く47%で、60歳以上の利用者が80%でした。

利用を中止としている料理室は、料理室よりも多目的室や軽運動場といった使い勝手のよい部屋にしてほしいとの意見が多く寄せられました。

このアンケート結果を基に、教育委員会の附属機関である犬山市社会教育審議会で、勤労青少年ホームの在り方について審議したところ、施設名は古いと感じる、今後の方向性については、若年層も抱き込むような講座を検討するなど、皆が利用できる施設にしてほしいなどといった意見がありました。

まずは利用を中止している料理室について、アンケート結果や施設委託先の意見も参考に、今年度、多目的室など新たな用途での改修に向け準備を進めています。

勤労青少年ホームは、体育センターやテニスコートなどのスポーツ施設や山の田公園が隣接していますので、施設の名称などを含めて、今後の在り方は庁内関係課と連携して進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） かなり前向きに考えてくださってるなというふうな答弁でした。感謝をします。

ただ、我々市民、みんなそうですけど、何か新しいものができるよということになると、じゃあ、それいつできるのみたいなことをすごい、家でも車でもリニアでも、何でもそうですけど、いつできるのということをすごい聞かれるんですよね。私も聞きたいんです。

今の答弁では、多目的室など新たな用途での改修に向けて準備を進めるということだったんですが、いつ改修できるのかということを再質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、既に料理室につきましては、多目的室など、新たな用途への改修に向けた検討を行っておりますが、市全体の施策のバランスを見極め、改修時期を判断してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 来年度の予算書を期待したいところだなというところでございますが、以前質問したときに、eスポーツの提案もさせていただきました。今回、一般質問で畑議員もeスポーツを提案されていますが、今の答弁で、やっぱり高齢の方が7～8割、60歳以上の利用者が8割ということで、以前の質問ときには、高齢者向けのeスポーツをこの場所でやったらどうかという提案をさせていただきました。

5月19日、犬山市制70周年記念に関連するイベントで、楽田ふれあいセンターでeスポーツのイベントを行いました。そのときには犬山総合高校のeスポーツ部の生徒さん、それから小牧工科高校のeスポーツ部の生徒さんも協力していただいて、スタッフとして動いてもらいました。

当初、私はそのところで高齢者向けのeスポーツの企画を考えたんですが、協力してくださる企業と話をしてるうちに、そういうみんな集まる場所だから、年齢関係なくやりましょうということでやりましたが、割と好評で、市長、副市長も現場を見てくださっていると思います。そういう地域の高校と地元が連携して、eスポーツをやっていくと。

当然、高齢者の方も参加されていて、物すごい太鼓を叩いて楽しんでいましたけれども、そういうつながりの布石はもう打ってありますので、ぜひこの施設でそういうのができるといいなというのは、これは私の個人的な願望ですが、いろいろ期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回は2件、一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の1件目です。犬山の地域社会の今後の在り方についてです。

地域社会と書いたんですけども、主に地域福祉の観点からお尋ねをしていきたいと思うんですが、地域社会の在り方として、ちょっと視野を広げて、歴史的に見ていくと、もともと

人間の社会というのは、血縁でつながると、部族とか血縁でつながる社会から共同体というのが始まっていて、そのうちそれが地縁、地域の縁、その場所につながるようになっていた。特に堺屋太一さんが1994年に書いた本で、「世は自尊好縁」という本があるんですけども、その地縁の社会から、日本は戦後、職縁といって、企業がその共同体になってきた。だから家族的な経営によって、その共同体と企業が一体化してきた。ただ、時代がだんだんまた変わって行って、これからの世は好縁と、好きなものの縁でつながる社会になるということを1994年の段階でおっしゃっておられまして、僕もその当時から本を読んで、あっ、なるほどなと、そうやって社会は変わってきたんだなと思っていました。

それからもう30年たったんですけども、まさに好縁社会になってきているなということを感じております。特に町内会とかいろんな集まりがあったものが、コロナ禍の3年間で大きく変わって、恐らく完全にそれが元どおりになるというよりは、ちょっと集まらなきゃいけないとかいうものが、やっぱりみんな好きなテーマで好きなときに集まろうという形に変わってきている、これは恐らく戻っていかないだろうなというふうに思っております。

まさに好縁社会が到来してきたというところで、要旨1の質問としてお伺いしたいんですけども、犬山で今、ふれあいサロンの活動が非常に活発になっておりまして、中日新聞が2023年の12月20日の記事で書いていらっしゃったんですが、「わが街ぶらり探訪 犬山に増える高齢者のサロン 人がつながり合う場に」という記事で、新聞記者も注目するぐらい、犬山ではサロンの活動が活発になってきて、だんだん増えてきているということでした。

まずここで、どこまで把握できているか分からないんですけども、自由な活動ですんで、行政として今、件数とか、延べ人数、それからサロンの設立補助も社会福祉協議会のほうでやっていらっしゃるということですので、その補助実績については、どのように推移しているかということについて、お尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

現時点で市が把握しているサロンの数は、各年度末で、令和3年度は171か所、令和4年度では174か所、令和5年度が172か所となっています。

利用者数については、一部には市の施設で行われているサロンもありますが、市が運営を管理していないことから、把握はできていません。

次に、サロンへの関わりですが、議員ご指摘のとおり、市民による自発的に開催されているもので、地域でのつながりや支え合い、居場所づくりなどのために、有志によって展開されており、いわゆる共助が形になったものだとして認識していますので、こういった志を尊重しながら、決して出過ぎないように認識しながら、運営に携わっているところです。

具体的な支援の内容としては、生活支援体制整備事業として市が委託した生活支援コーディネーターが、これらのサロンを立ち上げようとする方や、サロンを継続する上での課題を抱える方などに対し、成功事例や人材を紹介するなど、それぞれサロンの自主性と独自性を損なわないようサポートを行っているところです。

また、サロンへの補助は社会福祉協議会が行っておりますが、その実績としては、令和4年度は46件で145万800円、令和5年度は54件で112万円となっており、補助制度の見直しにより件数は増加しているが、金額は減少したと聞いております。

また、一部のサロンでは、こうした社会福祉協議会の補助金以外に、生活支援コーディネーターの働きかけにより、民間の財団法人の補助金も活用されているところがあると聞いております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。何となく聞いていて、市のほうではそこまでやっぱりきっちりいろいろ把握してるわけじゃないんだなと。補助の在り方も変わったりもしているけども、生活支援コーディネーターが、民間の補助金も見つけて紹介されているということで非常にすばらしいなと思います。

今みたいなこういう体制になってきたのは何でかなということを調べておりまして、昨年、民生文教委員会でも勉強会というか、視察に行ったり、藤崎町の社会福祉協議会の事務局長さんに来ていただいて講演を聞いたりしていても、やっぱり今、福祉でやるべきことのすごく大事な部分を、生活支援コーディネーターの方々でやっていただいているなということを思っております。

勉強会の中で、今の仕組みについては、民間の提案というか、プロポーザルで市が募集をかけて、それに民間の方が応募していただいたということで、どういう経緯で今の仕組みがつくられていったのかということについて、ここで要旨2番目ですけども、お尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

先ほどの答弁でも若干触れましたが、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーター、地域の支え合い推進員とも言いますが、こうした推進員を設置し、人的資源の発掘やマッチングを柱としながら、住民同士の支え合いの機能を強化し、地域全体で高齢者の生活される体制づくりを進めるものです。

これは第1層を市内全域、第2層が各地区の高齢者あんしん相談センターの区域を対象としているもので、地域の特性を生かした活動を行う現在の形は、介護保険制度の枠組みの中で、国や県の支援制度を活用するため、国の制度設計に沿った手法を採用しているところです。

なお、この形となる第1層の生活支援コーディネーターは、議員ご指摘のとおり、平成28年度に実施したプロポーザルにより選定した方で、民間の介護事業出身者ならではのノウハウや人脈を最大限に活用しながら、衰えることのない熱意を持って、市内を奔走し、その内容として「みるくる犬山」というホームページが日々更新されているところです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 答弁ありがとうございます。今、答弁にもあった「みるくる犬山」という1層支援、2層支援、生活支援体制整備事業の中でやっているもので情報発信が、今僕がいろいろと見ているいろんな団体がいろんな支援制度の中で、情報発信が大事だということで見ているんですけども、最も活発に情報発信がされている。ほぼ毎日更新されていて、どういうところでどういう方が集まって、何が話し合われたかということのを非常に精力的に発信をしていらっしゃって、手に取るように分かるということが大変すばらしいなど。これは今犬山での一番特徴になっているなと思いました。あれを見たら、じゃあ自分も参加してみようかなとかいう気持ちになれるんで、そういう情報発信については、もう本当にすばらしいなと思っております。

要旨3番目の質問に移りますけども、すごく精力的に発信されていらっしゃるんで、僕ちょっと大丈夫なのかなと、すごい大変そうだなと思いました。あれ1個記事書くだけでも、写真撮って記事書いて、いろいろ確認しなきゃいけないですから、行政の委託事業なんで何かやり過ぎちゃうと大炎上してえらいことになるもんですから、それも慎重に書いていらっしゃるでしょうし、だから体制強化というのが一つの課題なのかなと思っておりました。

今までの議事録をずっと見ていくと、令和6年の2月で、玉置議員のこれは議案質疑でしたけども、高齢化社会に、これからいろいろと福祉どうするんですかというような質疑の中で、永井副市長の答弁で、「高齢者に対するサービス機能の充実を図っていく必要があると考え、高齢者あんしん相談センターの体制の充実を強化してまいります」という答弁がありました。体制強化というのはよく言葉が出てくるんですけども、どういう方向、どういう内容で体制を強化するのかについて、要旨3番目として伺いたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

今までの答弁でもありましたとおり、生活支援体制整備事業は、地域住民が主体となり、住民同士の支え合いによる高齢者のための地域づくりを進めるものであり、行政が主体となって高齢者を支えるあんしん相談センターとともに、地域包括ケアシステムの構築のため、極めて重要な取組と考えています。

昨今の地域からの支援ニーズの高まりを受け、これは令和6年度から生活支援コーディネーターを受託している法人が、その業務をサポートできる人員を雇用できるように委託業務の仕様を見直したところです。

また、今後ですが、先ほど答弁で触れたとおり、社会福祉協議会による地域サロンへの支援が縮小されたこともあり、社会福祉協議会の動向や地域ニーズを見極めながら、住民主体の枠組みを崩すことがないように注意しながら、補助金などについても今後は検討していきたいというふうに考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

社会福祉協議会の1つ目のところでも答弁があったんですが、補助が縮小なんですね。形

が変わったって1番目のとこであったけど、その社会福祉協議会がサロンの立ち上げについての補助金を出していた。

ただ、それが恐らく財政的な要因なのかな、流れから言うと、縮小していつていると、その分を1層支援、2層支援の生活支援体制の整備事業で補助金も出すようにしたいというような答弁でしたかね。人員体制についても、その団体、民間の団体が雇用するものについても、委託の対象に入れると、要するに増額するということですかね、端的に言うと。という観点での強化を考えているという答弁だったと思うんですけども、いい方向性かなと思いました。

ただ、ちょっとやっぱり気になるのは、社会福祉協議会がその枠組みの中で、補助を縮小したり、それは僕は非常に大事なことだと思ったんです。成田事務局長、藤崎町の事務局長さんも、社会福祉協議会がやるべきこととして、ニーズの発掘、それからサービスの開拓が必要だと。じゃあ、どこでそれをやったらいいかと言うと、この生活支援体制整備事業のサロンとかに関わる中で、そこで住民の方々のお困り事を聞いて、じゃあ、こういうサービスができそうだと、これは介護保険にあるメニューだ。なければ、自由につくって、どういうふうにそのサービスを展開すればいいかという事業の発掘につながるという、非常に大切な部分であるにもかかわらず、縮小してしまっているというのは、ちょっとよくないなと思います。

再質問として伺いたいのは、この行政として今、社会福祉協議会に、その枠組みの中ではどういう役割を期待してるか。ちょっとこれはヒアリングでも言ってなかったことなんで、答弁じっくり考えていただいてもいいんですけども、ちょっとやっぱりそこは民間の主導でやってきた。だけど、本来、半官半民の組織である社会福祉協議会が橋渡しをしなきゃいけない。昨年度行った民生文教委員会の勉強会の中でも、民間の方々は、社会福祉協議会には、いろんな機関を連携する、つなぐような役割をしていただけたらありがたいというお話もあったんで、今現状、市として、社会福祉協議会にその枠組みの中でどういう役割を期待してるかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

まず、社会福祉協議会の補助金の見直しの内容なんですけど、ちょっと細かい数字については手元に資料がないものですからお答えしにくいんですけども、補助金の内容としては、立ち上げのときに一定額、それから毎年というか、ランニングで月額だったか年額だったかちょっと記憶ないですけども、幾らというふうに補助をしていたというところの立ち上げ部分、この部分を見直ししてランニングのみにしたといったようなところを聞いております。

理由としては、補助金各種の見直しの中で行ったもので、やはり財源といったようなところが厳しいといったところの見直しの対象となったものです。

将来的に社会福祉協議会に期待する役割ですけれども、この事業の中で、基本的にはこの事業、本当は社会福祉協議会が主体的に行っていただきたいというふうに思っています。逆

に言えば社会福祉協議会がしていくべき仕事であって、その中から議員が言われたとおり、地域ニーズを把握しながら、地域福祉の推進に持っていくといったような大事な事業だというふうに考えています。

こういった意味も含め、今、体制の見直しの中でテーマも含めてやっているところで、ただ、すぐ今日、明日、来年といったわけにはなかなかいかないところがございますので、長い目で見ながら、そういったことが主体的に行えるような社会福祉協議会になるよう、今も関わり合いをしっかりとしながら、見直しのほうを図っているところでございます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。僕も同じような認識です。やっぱり社会福祉協議会にはそこを、民間が今、中心でやっていらっしゃるところをうまくサポートする、全体の体制強化につながるような役割を期待したいと思います。

4番目の要旨の質問に移ります。町内会・コミュニティとの関係ということですが、サロンというのはもともと好きなときに集まって、好きなことをやるという集まりなので、町内会のような役員は誰で、会議は毎月役員会をやるとか、会計報告をする、監査をするというものとはやっぱりちょっと違う性格はあるんですけども、コロナの約3年間を経て、町内会の行事がかなり縮小されてきているなと思いました。やれる方がもうちょっと元気がなくなってきたというのをすごく実感するんですけども、ただこのサロンについては、すごく楽しそうにやっていらっしゃるような雰囲気がもう至るところから伝わってくるので、コミュニティの根本の在り方として、このサロンというのが重要な位置をこれから占めていくんじゃないかなと思いました。

ただ、第5次犬山市の総合計画とか、その行政計画を見ていくと、こういうサロンというのはほとんど位置づけがない状態で、福祉の事業の中でこういうことをやっていますと言って振られるだけなんですけども、このコミュニティの一番ベースの部分として、これは非常に重要な役割を担っていくんじゃないかなと、そういう行政計画にも位置づけをやっていたらいいんじゃないかなと思ったんですけども、現状、そういった活動、サロンとかの活動が町内会とか、コミュニティ、これは何て言うかな、小学校区単位でやっているコミュニティ、羽黒とか楽田とか城東とかというところとの関わりについても、今どのような関わりがあるのかについてご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

生活支援体制整備事業において、町内会やコミュニティは重要かつ不可欠な担い手であり、これまでも、これらの関係者の方が中心となって立ち上がった地域サロンも少なくありません。そのため生活支援コーディネーターは常日頃から、町内会やコミュニティの関係者との情報共有と意見交換を行っています。

なお、地域サロン以外では、楽田の南部にお住まいの高齢者のため、楽田コミュニティが所有する車両で実施している買物支援も、この取組の中から現実に至った事例です。

また、各種計画やなんかの整備なんですけども、今までの答弁でもありましたとおり、基本的には自主性で集まったサロンということもあり、こういった計画に位置づけることによって、この枠組みを押しつける形になる可能性もあるものですから、その辺りは慎重に考えながら、いろいろなところで整備していきたいというふうに考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。ただ、枠組みを押しつけるというよりは、僕はいろんな立ち上がり方がしているサロンがあって、そこで行われてる情報交換とかコミュニケーションというのは、福祉全体を考えていく中で非常に重要な情報源だと思っています。だからこそ、社会福祉協議会には補助金をしっかり出すということで、情報をいただくインセンティブを補助金で、立ち上げの支援とか、運営の支援というよりも、行政のほうで情報収集するという意味では、補助金というものが機能するんじゃないかなと思っています。だからそういった意味でも、やっぱり公的な計画への位置づけとかいうことは大事になるんじゃないかなと。だから、自主性を損ねない範囲で、行政がしっかり情報収集できる体制を整備する必要があるかなと思っています。

5つ目の質問に移りますが、そういう地域のサロンとか話合いとかから介護予防が進んで、犬山市は愛知県でも最も介護保険料が安いような水準に来ている、これは本当に素晴らしいことで、担当課のご努力にも本当に感謝したいと思っています。そのおかげで現役世代の負担も軽くなっていくわけですから、経済の活性化にもつながっていく。可処分所得が増えるということで、市内全体の活性化につながるという素晴らしい循環が今できていると思うんですけども、その中で、もう一步踏み込んで考えると、在宅医療との関わりはどうだったのかなと思ひまして、この項目を立てました。

以前から議会でも在宅医療・介護連携推進事業という名目で委託金がついています。中身は何だと聞くと、2市2町の尾北医師会に委託をして、連携を図っていると、医療とか介護施設の連携を図っている事業なんですということを伺っていたんですけども、その連携というのが、どうも各市町の連携という意味合いが強かったかな。だから、介護事業と医療事業との連携を深める、地域包括ケアシステムから在宅医療につなげていくという観点ではなかったかなという答弁の印象を受けたので、ここで改めて伺いたいと思うんですけども、国の資料を見ても、やっぱりそこはこの在宅医療・介護推進連携事業、国がこれはもともとつくっている枠組みですけども、そこが大事ですよということが書いてあったんで、現状として、地域包括ケアシステムと事業との関わりについては、どのような状態かについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

在宅医療・介護連携推進事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における医療と介護の関係機関が連携して、日常生活の支援を行うための事業で、当市では尾北医師会に委託し、体制の構築や情報提供を進めているところです。

この事業は、医療と介護を必要とし、在宅生活の継続が困難な方をサポートするために進めていることから、現時点では比較のお元気な方が多い生活支援体制整備事業との連携はできていませんが、いずれも地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを目指すものであり、連携は今後の課題だと考えています。

そのため、まず第一歩として、高齢者支援課の職員から、生活支援コーディネーターや地域サロンなどへ情報提供を行い、こういった取組があることの紹介や、地域ニーズの把握などを進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。できていなかったということで、自分としてもやっぱりそこにはちょっと観点が薄かったところもあります。

ただ、本当に社会福祉と医療の中で、物すごいお金がかかってくるのは医療の部分でもあるというところで、先日、総合犬山中央病院との意見交換をする中でも、コロナ禍を経て、病院に入院する方が減ってきた。それは恐らくそう簡単に戻っていかないだろうと。在宅で医療を希望する人も増えてきているということだったので、その時代のニーズにもかなっているかなと。だからこの事業を通じて在宅医療を推進していくということは、非常に市政にとっても重要なことかなと思いますので、今後とも注目していきたいと思います。よろしくお願いします。

というわけで、2件目の質問に移ってきたいと思います。

重層的支援体制の整備事業ですけれども、これは以前から委員会でも、いろんな質疑を重ねる中でも、正直、複雑でよく分からないと。部長もおっしゃっていましたが、やっぱりまだのみ込みきれていない部分があるということで、恐らく多分、この全体を把握している方は、自分も含めてですけども、まだ議会にも市にもいらっしゃらないんじゃないかなというふうに思っています。

ここで、どうやって質問したら整理できるかなと思ったんですけども、もうこの項目1から5番目は、この重層的支援と銘打ったものの事業の中身です。市の重層的支援体制整備計画の、それは3ページしかないんですけど、地域福祉計画の中に、3ページだけそれを書いてあるんですけども、この5つの事業が書いてあります。

2月定例議会のときの全員協議会資料でもこの5つが書いてあるんで、これに沿って質問をしていくことで解きほぐしていけるのかなと思ってるんですけども、伺いたいことは1個1個まず聞いていきたいんですけども、この事業はどんな事業か、担当課はどこかとか、あとどういう事業体がやってるかとか、そういう説明についてまずお尋ねしていきたいと思います。

1つ目の包括的相談支援事業について、どんな事業かについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

包括的支援事業とは、議員のご質問にあったとおり、この重層的支援体制整備事業を構成

する5つの事業の1つです。この5つの事業と言いますのは、この包括的相談支援事業、それから参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業、多機関協働事業であります。

このうち包括的相談支援事業については、既存の相談機関である高齢者あんしん相談センター、それから障害者基幹相談支援センター、こども家庭センター、暮らし自立サポートセンターなどの事業の総称で、相談者の属性や世代、相談内容に応じて包括的に相談を受け止め、必要に応じて他分野の支援機関と連携しながら支援を行う事業です。

一例として、生活困窮分野の相談窓口である暮らし自立サポートセンターでは、今年度から社会福祉協議会に委託し、本庁舎の2階で実施しています。面談の中で、相談員が困窮の原因を分析し、必要に応じて関係する機関と連携を図りながら、就労支援を行ったり、各種自立支援策や、適応できる制度を提案することなどで、生活保護に至る前の段階での支援を行い、生活困窮状態からの早期の自立につなげています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

令和4年に、福祉総合相談窓口を1階につくった。それは福祉に関する複雑なことの相談をワンストップで聞く窓口だというふうに伺っていたと思います。1階の一番分かりやすい場所に置いている。ただ、今のこの答弁の中には出てこなかったんです。だから、これはこの事業の対象ではない、あの窓口という名前になっていますけども、そこはこの包括的な相談支援事業の枠組みの中ではないということよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

再 開

午前11時24分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

今、いろいろ相談機関を述べまして、一応などということにくらさせていだいたんですけども、その中に総合窓口のほうも入っております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） だから、ワンストップで一番メインの位置を占めていそうところが「など」に入っているという、でもここがちょっと一番ポイントではあるんで、後ほどまた触れていくところでもあります。ここでそこまでメインですと言ってないということは、結構大事な部分ではあります。

次の2番目のところで聞きたいと思いますが、参加支援事業というものはどういうものかについてお願いします。要旨2です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

参加支援事業は、社会とのつながりをつくるための支援を行う事業で、当市において、今年度から新たに着手するものです。

本事業は、介護、障害、子ども、生活困窮などの既存分野の制度や事業には該当しない狭間の事案に対応し、対象者に必要となる支援などと地域資源をマッチングさせることで、多様な社会参加の機会を創出することを目的としています。今年度については、福祉課の福祉専門職が中心となって、ニーズ把握と地域資源の情報収集や新規開拓に向けた土壌づくりに着手していきます。

また、生活支援コーディネーターを中心に展開している地域づくり事業と密に連携するとともに、福祉の分野に限定せず、市民協働や地域振興などのまちづくりの施策とも連携し、支援が必要な人に対し、社会参加の場や機会を提供できるような事業を展開してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 具体的には誰がやるんでしょうか、市の職員がやるということでしょうか。再質問です。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

再 開

午前11時27分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

現在は、今年度においては職員のほうが直営というか対応していると、来年度以降については、委託ということも今検討をしております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問です。

どこでやるんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質問にお答えします。

今の時点では、社会福祉協議会に委託できないかというところを検討し、課題として投げかけているところであります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解です。その暮らしサポートからそこにつなげていくということなのかな。了解です。社会福祉協議会に委託をしたいけど、今は、今年度は取りあえず職員でやっていくと。恐らく今の庁舎内で誰か担当者、福祉の専門職の方がその役割をやってくれということで頼まれてるということですね。

3つ目です。地域づくり事業についてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

地域づくり事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組の総称で、これまでも本市において継続的に実施してきたものです。

例えば、健康推進課での各種健康づくり講座や、高齢者支援課におけるスポーツボイス教室など、地域介護予防事業、障害者支援課での身体障害者活動センターふれんどにおける地域活動支援センター事業、子育て支援課が実施する乳幼児やその保護者を対象とした地域子育て拠点事業などです。

世代や属性を超えて交流できる場や、地域における支え合いの体制づくり、担い手が出会い、学び合う場の提供など、事業の実施を通じて、地域における活動の活性化や、発展を図るため、今後も地域づくりの推進役として配置されている生活支援コーディネーターを中心に、参加支援事業と密に連携しながら事業を展開してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これは既存でやっていらっしゃる各分野の方が、既存事業としてやっていく、新しく何かをするわけではないということですね。

例えば、ここにかぶっている役割が一つあるかなと思ったんですけど、1つ目のところの包括的相談支援の中の利用者支援という枠組みがあって、これは子育ての関係ですね。相談を受けて、いろんな団体とか子育てのサービスの総合調整をするというような中身だと思うんですけども、これも地域づくり事業のその中身とはすごく似ている気がするんです。

だけど、子育ての場合は、これは今答弁ではあったかな、以前の全員協議会資料を見ると、地域子育て支援拠点事業といって、市役所の中でやってるやつかな。そこで子育てのことはあるけど、その利用者支援とか、そういうほかの団体との調整とかというのは、ここでは入っているのかな。ちょっと高木部長でいいかどうかあれですけど、大丈夫ですかね。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

再 開
午前11時32分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

これ事業がかぶっているというか、同じ機関で2つの事業展開しているということになります。事業区分上、カテゴリーで分けなければいけないというところがあって、かぶっているように見えるんですけども、地域包括相談支援事業というのは相談を受けるところ、それに基づいて助言を行うものというところで、事業項目として分かれているといったようなところになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 事業を同じ団体とか主体で展開している、区分上、分けているということですね。

ただ、昨日の沼議員の一般質問を聞いていても、子育て関係のこのサービスの調整というのがどうもうまくできてるのかなという疑問もありました。だから、本来であれば、こういうところでどなたかが、今も委託していると思うんだけど、本当は、そこで調整を図るべきで、この窓口でもやっているはずなんだけど、だけど、こういうところでそこまでその名前が出てこなかったりするんで、ちょっとその調整機能というのが一番弱い部分かなと思っています。じゃあ、その課題は分かりました。

4つ目です。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について。これは誰が、どこで、どのような事業をやるのかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

アウトリーチなどを通じた継続的支援事業は、自ら支援を求めることのできない人や、本人や家族が問題に気づいていないために必要な支援につながらない人を早期に発見し、必要な支援につなげるために、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行う事業です。

困り事を抱えながらも、必要な支援につながらずにいる人を早期に発見するためには、日頃から地域でのつながりを大切にし、地域からの情報把握に努めることが重要となります。また、本人との信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援は、長期にわたることが想定されること、地域住民をはじめとする地域の様々な関係者と良好な関係性を構築する必要がある

あることから、地域で活動している事業者への委託も視野に、事業を展開していく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問したいと思いますけども、今、事業者への委託という言葉がありましたね。これ以前、委員会の中では、青少年センターの職員の増員とか、あと民生児童委員という主体という答弁があったと思うんですけども、ちょっとそれとはまた変わってきたってことですか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

再 開

午前11時37分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 現在、委託しているものの一つとして、例えば民生委員の高齢者の実態調査などがあります。今後、こういったこともいろんな様々なことも含めて、社会福祉協議会に委託をしながら、事業のほうを展開していくようなところを今検討しているところでございます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと意外な答弁だったんですけど、これも社会福祉協議会なんですね。ちょっと大丈夫かなというのと、今、体制づくりの真っ最中だけど、何でもかんでも社会福祉協議会になってきて、ちょっとそれも心配だな。これも一つ、そこなんです、ポイントは。だから、どこかに負担が偏りかねない仕組みなんです、これは。それを今うちに整理することで負担をシェアして進むようにしたいというのがポイントなんですけども、本当にちょっとそうやってきたんで、やっぱりちょっと何でもかんでもどっかに任せるとするのは不安だなというふうに思いますので、これも整理をしていきたいとこなんですけども、5番目です。要旨5番目の多機関協働事業、これについては、どこで、誰が、何をやるんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

多機関協働事業は、市全体の包括的支援体制が推進されるよう、事業に関わる支援者が円滑に連携できるよう、既存の支援機関をサポートする支援者に対する支援の事業です。当市では福祉課に設置している福祉総合相談窓口が担っています。

福祉総合相談窓口は、相談者自身がどの窓口相談したらよいか分からない場合など、内容など問わず、一旦受け止め、しかるべき機関につなぐ役割のほか、要因が複雑、複合化して発生しているケースについては、課題は何なのか、主となる支援はどの機関が行うのが効果的か、支援機関が重なる場合の役割分担をどうするかなどの支援者間の調整役となります。また、その後のケース支援が適正に行われているかなど、支援の進捗確認を行います。

昨年度、本事業の一環として、他分野の機能を知り、顔の見える関係づくりのきっかけとなるよう、包括的相談事業者及び介護分野の居宅介護支援事業所、障害分野の相談支援事業所の職員などを対象とした研修会を実施し、連携体制の強化を図りました。

さらに、外部の支援機関の職員を対象とした研修の実施と合わせて、庁内の各分野の連携を推進するため、昨年度より毎月1回、庁内関係課と社会福祉協議会が参加する連携会議を開催し、重層的支援体制事業に関する情報共有や事例検討を通して、支援策についての協議を重ねることで、支援者の対応力向上を目指しているところです。

多機関協働事業には専門職と地域をつなぐ機能もあるため、支援過程で把握した本人のニーズについて情報収集を行い、地域資源とのマッチングを図るため、参加支援事業や地域づくり事業で、地域資源の活用や新規開拓に向けた取組につなげられるよう、今後展開していく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 質問します。

ここで、先ほどの福祉総合相談窓口が出てきました。やっている内容としては、利用者の支援者の支援、相談した方が、住民がいます。その相談を受けた支援する機関の人、職員が支援者、その支援者の支援をするところが福祉総合相談窓口と。だから、ちょっと今までの僕らのイメージとは違うんですね。今度、重層的支援の枠組みの中での総合窓口の役割が違う。

1つ目のところで、僕はできれば、違いますと言ってほしかった。というのは、そこで総合相談窓口でも何でも受けますというふうになってしまうと、パンクするんですね。だから、そこで住民の方も来る、ほかの地域包括支援センターとか、基幹相談支援センターとか、子育ての関係も入ってる、だから、いろんなところの難しい相談が持ち込まれる場所。会議をして支援プランを考えて、関係者の調整を図るめちゃくちゃ難しい場所、だから全体の司令塔がこの多機関協働事業なんだけど、だけど、そこに総合相談窓口がいるというのは、僕はめちゃくちゃ不安定な体制だと思います。だから、窓口はちょっと切り離してあげた方がいいんじゃないか。

だから、そこで働く人は一番優秀な人でないといけないし、本来全体像を知ってる人がそこに行かないと対応できない。だけど、そういう人は司令塔にならなきゃいけない。僕も現場で見てとか、選挙でもそうなんですけど、現場で動いてるとやっぱ司令塔はできないんですよ。だから、司令塔は必ずその現場の雑務から離してあげて、全体が見える場所に置いてあげないと絶対仕事できない。だから、こういう不安があるというのが、今の重層的支援体制の核心になっていると思います。

というわけで、6番目の質問に移りたいんですけども、市長、副市長、部長でもいいんで

すけど、いかがでしょうか、今聞いていて。やっぱりこのまま進むと、僕は優秀な職員、有能な職員に負担が集まって、今、答弁中でも、社会福祉協議会の名前も出てきましたけども、そこも社会福祉協議会の中で恐らく非常に優秀な方に負担が集中することになるのがもう目に見える。だから、このまま進むと、有能な方から潰れていってしまうことになるんで、これはもう今のうちに再構築をして、負担をシェアするという仕組みをもう一回ちゃんと考え直すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 久世議員のご質問にお答えします。

最初に、冒頭、我々当局も、多分ここにいらっしゃる皆さん、詳しい方もいらっしゃるかもしれませんが、なかなかこの重層支援については、私も副市長になってからレクチャーを受けましたが、まだまだ理解が足らん状況でここに立つというのはいいかなという気はしますけど、今、1から5まで質問を伺ってしまして、そのとおりだなというところで、重層支援については今年度から正式にスタートしておりますので、課題がある中で市民サービスを展開していかないといかんなど。その前段として、今、福祉総合窓口が中心になると、ひょっとしたら潰れへんかなという、そういうご心配もあります。

私も、産業課時代に企業誘致のワンストップという形の中で、これカテゴリーは違うかもしれませんが、企業の皆さんが来たら、全てがそこでできるわけじゃなくて、コンシェルジュのような役をして、伴走型で行くような形を今も取っております。

今回のこのご質問された重層支援、また福祉総合窓口の役割も、まず、カテゴリーは違いますが、同じようなことをやっていかないと、やはり組織が潰れてはいかん、人が潰れてはいかんというところでございますので、まずは、年度が始まったばかりでございますので、それぞれ庁内の関係課が連携しながら、やっぱりサービスをしっかり提供していくというようなことでやりつつ、時によっては、議員からご案内あったように、早期にそのシステムではなくて、役割分担をもうちょっと明確にしながら、連携、協働体制をつくっていくようなことを、まずは今年度やりつつ、ある程度の時期に来れば、来年度、令和7年度の組織改編ではないものの、何らかで違った形でボトムアップをしていくような体制づくりの再構築もしていくという考え方を持っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質問にお答えをいたします。

私も勉強中であります。意が少しでも伝わるようにお話ができればというふうに思っています。

重層的支援体制の在り方については、久世議員ご承知のとおり、令和2年のときにいろんな福祉法が改正をされました。それは、その中の一つに複合化、複雑化する市民ニーズに応えるために、これまでの属性では対応ができない、その属性というのは先ほど来出ているよ

うに、子どもや障害者や生活困窮やら高齢ということに、様々な分野、それが一つではできなくなったもんだから、社会福祉法が改正をされることになりました。

その結果どうなったかといったら、その複合化、複雑化するニーズに対応するために、包括的な体制をつくって支援しなさいということになったわけです。じゃあ、もっと分かりやすく言うと、もう縦割りじゃなくて、もう様々なニーズに対応できる仕組みをつくりなさいということだというふうに私は理解をしています。

そこで、犬山市として先ほど久世議員の中にもお話が、質問の中に出てきたように、令和4年度に地域福祉計画とその重層的支援の事業計画をつくることになりました。また、今申し上げたように、福祉相談窓口を設置したり、今2階のところで社会福祉協議会が担ってくださっている生活困窮や障害者の相談も委託をしているところで、今事業を開始したところでもあります。その中で久世議員がそれぞれ5つの事業があるんだということで説明をしてくださり、部長が答弁に答えて、今まさに事業実施をしているところでもあります。

その中で、福祉相談窓口はもちろん中心だけでも、そこで全てが担うものだというふうには思っていない。あくまでも困難なケースの窓口となるものの、ワンストップで全てを福祉相談窓口が担うというものでは、言われたとおり、組織として成り立たなくなってくる、負担が大き過ぎるがゆえに、これは大きな問題だと思っています。

ですから、福祉相談窓口というのは、あくまで支援を必要とする人と支援者をつないだり、支援者と支援者をつなぐことも考えられると思いますし、支援が必要な人や支援者と地域をつなぐ調整役と、その後のフォローをするのがこの福祉相談窓口だというふうに思っています。

そして、副市長が言われたとおり、まだこれは始まったばかりの事業でありますので、どの事業においても全てを負担を押しつけるということは考えていませんし、円滑に進められるように、随時ブラッシュアップしながら対応をしていきたいというふうに思っています。

ただ一つ言えるのは、この一つ一つの事業、すごく大事なことです。すごく重要なこと、でもそれは手段であってゴールではないと思っています。やはり地域共生社会という言葉が今よく使われるように、犬山市全体で市民の皆さんも巻き込んで行っていかなければならない、それによって負担を分散することによって、地域皆さんで助け合うような仕組みによって、皆さんが幸せに暮らせるような犬山の福祉の在り方を考えていくものが重層的支援だというふうに思っておりますので、そんな思いで変えるべきところは変えることを考えながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 市長、福祉相談窓口とおっしゃいましたけど、福祉総合相談窓口ということでもよろしいですね。分かりました。

久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと市長からすごくいい答弁だったと思います。全く同じ認識です。やっぱりこの重層的支援の本来持つ意味というのは、負担をシェアしていく。それが行政もそうだし、行政の内部の様々な機関でもそうだし、委託をしてる窓口とかでもそうだし、あとは住民の方々の中でもそれを助け合ってくださいと、社会全体でリスクシェアする

仕組みというのが僕もその核心だと思いましたので、まさにおっしゃるとおりだなと思いました。

あとはちょっとお伺いというか、再質問で確認をさせていただきたいのは、これは庁内では、今ちょっとリスクシェアという観点で、かなりいい議論が正直できたなと思いました。ただ、利用者の方にとっては、これはどこにどういう相談に行ったらいいのかというところで、今までは縦割りだったから、例えば近所に高齢者あんしん相談センターがあるけど、自分は年まだ高齢者じゃないから、そこじゃ駄目かなとか、ヤングケアラーとか、そういう問題とかもあるわけですけども、という方もそこに行ったら、取りあえず相談は分かりましたと、ただここは高齢者の専門機関なんで、ここに行ってくださいとかいうところがまずできれば、一つ進歩だと思うんです。それが今現場に徹底されていればいいんです。ただ、これは、能力的なことも、研修とかも必要でしょうし、全体的に市が何をどこでやっているかということを知らないと、それが案内できないんで、だからどうしても断ってしまうことが出るかもしれないです。

だけど、それが福祉相談窓口にいきなり来てしまったら、そしたら、そこはまたパンクするという事なんで、個々の窓口で、今1番目のところで挙げられたその各相談を受ける場所、ここの最前線をしっかり強化してあげないといけないと思います。

ここは今のところ、人員を拡充するとか、委託金を上げるとかいうのは、地域包括支援センターのところではちょっとありましたけども、ほかの部分でもそういう情報共有をしっかりと、人員体制なり、情報の共有が図れる仕組みづくりをするという再構築も必要だと思うんですが、この点はいかがでしょう。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをいたします。

これは、市ももちろんだし、あくまで私の認識は、最初の困り事については福祉総合相談窓口で受け止める必要があると思っています。その中でさっきも言ったように、いろんなところにつなげていくのが役割であります。その中で、市だけが回しかけても仕方がないんで、やはりそれぞれの機関、組織の皆さんにも、見識やら知識を高めてもらわなければならないと思っています。

だから、先ほど部長も申し上げたように、いろんな機会を持って、今までなかった勉強会や会合を重ねつつ、今必要とするものが何かということを我々も受け止めながら、一緒に伴走しながら進んでいるものだというふうに思っています。

そうしたことから、市だけではなくて、それぞれの役割を明確にするために、しっかりお互いが意識をしていかなければならないと思っています。

ですから、何度も繰り返しますが、これは市だけの役割ではなくて、市役所、犬山市とそれぞれの機関、そして市民の皆さんで一緒になって取り組んでいくものだというふうに思っています。

そして、もう一つ申し上げるのであれば、これは手挙げ方式の任意であります。だから、

やらずにおこうと思えば、やらずに済んでしまいます。そうするとどうなるか。どんどん市町村によって格差が生まれる。それはあってはならないと思っています。だから、私たち犬山としては、これに取り組み、前に進めていこうとしています。

これは市民が安心して暮らすためです。そして、その基幹となる組織機関の皆さんの困り事を一緒に解決していくためにやっていくものだというふうに思っています。ですから、整備というだけの考えではなくて、整備と推進をしていくものだと思いますので、そんな思いで重層的支援に取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 本当に原市長の答弁は、全部重層的支援の核心部分をおっしゃっていらっしゃるんで、そこの共通認識が確認できたというところでも、非常にいい議論ができたなと思います。

これ最後に、厚生労働省のホームページに載っていましたが、この重層的支援の目的は、財政支援の枠組みを総合交付金という形で縦割りにしないというのがまず一つ。

この策定過程を通じて、市町村が住民や関係者、関係機関との意見交換等を重ね、事業実施の理念や目指すべき方向性について共通認識を醸成していただくための事業ですということも書いてあるんで、この議論そのものが重層的支援の第一歩でもあるということで、完璧な答弁ができなくても大丈夫ですよということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 清風会の柴山一生でございます。本日は2件、議長のお許しいたゞきまして聞くことにしました。

1番は、これは国の法律について聞くもんですから、おまえな、こんなもんはここ国会じゃねえぞと、これ門前払いだなという感じがあったんですけど、いやおっしゃるとおりなん

ですよ。我々に関係ない話だったらいいんですけど、やっぱり非常に関係があるんですね。地方自治法ですからね。ですから、これを改正するとなると、やっぱりちょっと気にせずにはおれなかったんですよ。

最近、私、もう世の中、結構陰謀とかああいうのあるんだなというのを、だんだん何か、昔は割に素直な人間だったと思うんですけど、何か、そういうものがあるということで、ネット上で、いやこんなのが地方自治法改正はまずいぞとか、いろいろ出てくると、ふっと見るようにしちゃって、一生懸命見込んでいくと、そりゃそうだなと、その辺は素直なんですけど、信じてしまうんですけどね。

この地方自治法改正というのは閣議で、本年の3月1日に認めるというか、決まりまして、5月に入りますと、5月、6月、衆参両院で話しして、この間も衆議院の委員会をYouTubeで見たんですけど、非常に面白いですね。非常に面白い議論がなされているなと思って、衆議院の総務委員会のほう、3時間ぐらいですけど、ずっと見てたんですけど、5人の参考人が呼ばれて、仕切り役の人は東京大学の山本先生という方で、この方は仕切り役ですから、どっちでもないというか、反対でも賛成でもないという感じでやっていらっしゃったと思います。あと4方は2対2に分かれまして、改正、これは慎重にすべきだ、あるいはあんまりよくないという人と、やるべきだという人がありまして、その中の議論で、地方分権というのが、その総務委員会とちょっと別のところであったんですけど、これ両院総会とかいうのがあって、そこで出たんですけど、1993年に、衆参両院が地方分権決議というのを出したんだそうですね。1999年に地方分権一括法というのができて、2000年に施行したと。私が当選しましたのが1999年で、おっ、これから地方分権始まるのかと、非常に面白いときに議員になったなと僕は思ってたんですよ。

やっぱり僕は根源的に人から何かやれって言われてやるのはあんまり好きじゃない。やっぱり自分でやりたいなと、これやりたいなと思ったらやるというのが、自分の一番元の性格なものですから、上から、国からやれ、県からやれとか言われるのはもう大嫌いは大嫌い。

原市長が県会議員ときもあったと思うんですけど、コロナのときに大村知事が給付金を事業者に対して50万円出すとかなんとかいう話があったと思うんですね。前も言ったと思うんですけど、我々市は知らずにおったんです、半分出すのをね。もうああいうのを聞くと、本当に腹が立つ。

あと、昨日、岡村議員の話を聞いていて、僕、自衛隊は全然反対じゃないです、頑張ってもらえばいいと思っているんですけど、あの募集の仕方、人がおらんから、何かこそっと案内書を送るというのは、ああいうのは気に入らんのですね。

今回の自治法改正でポイントとなっていたのは、その指示権ということなんですよ。指示権がなかったから、緊急事態に指示権がなかったもんだから、うまくいかなかったケースがあるというのがベースで出てきているらしくて、けども、さっきの衆議院の委員会の中でも議論されている、いや、そんなことはないという人の話はやっぱりずっと入ってくるんですけど、例えばダイヤモンドプリンセス号、あれがなかなか接岸できなかった話があったんですけど、あのときは結局、最終的には横浜市とそれから神奈川県が、厚生労働省と協議して、あれを決めたという話なんです。

だから、やっぱり問題というのは、その現場で起こってるという話がやっぱり真実だなと思うんです。現場にいる人がやっぱり一番よくいろいろ分かっているということで、遠隔操作で指示されて、うまくいく話って、あんまりないじゃないかというのが、反対派の委員の方の意見だったんですよ。

私も今回のこの地方自治法改正、恐らく犬山市役所の皆さんもあんまり気にしなかったと思うし、一般の市民の方も全然そんなこと分かってないか、気にしないと思うんですけど、やっぱりこれ、一旦は地方分権に行こうかなという流れがあったんですけど、これがだんだん変わってきている。

ついこの間、僕は東京で自治創造学会というのがあって、そこで、かつて埼玉県の志木市の市長をやっていた穂坂さんという方が理事長なんですけど、彼とか、あるいはフリースピーチで非常にお世話になった江藤先生、あの方も言っていましたけれども、今やっぱり分権派の学者の方々がどんどん亡くなっていったるんですね。ですから、世の中どんどん中央集権のほうに行ってるというのが感じるというふうにおっしゃっていました。

私もそれを感じるんですよ。ですから、こういう法改正なんか出てきたときに、やはり気をつけて見ていて、これが正しくと言いますか、正しく改正されるというか、そういうことをやっぱり地方自治体も気にしておかないと、知らん間にもう国の下部機関としての位置づけに固まっていってしまうんじゃないかなと思って、今回の質問をします。

3つありますけれども、まず1つ目が、改正案の中にある国による地方公共団体への資料または意見の提出を求め、自治体に対しての基本方針の検討等のため、国は地方公共団体に対し、資料や意見の提出を求めることができるというのは、一体どんな資料や意見を求めるということを考えているんでしょうかね。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘の地方自治法の改正については、今国会で審議されており、まだ施行されていない内容であることは、先ほどおっしゃったとおりです。このため総務省のホームページに掲載されている国会提出資料以上に情報がないというのが現状でございます。

愛知県に対しても、情報を持ってないかという確認をさせていただきましたが、国会提出資料以上に情報を持ち合わせていないということでした。

国会提出資料を確認する限り、改正内容は大規模な災害、感染症の蔓延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した際、もしくは発生するおそれがある場合において、事態対処の基本方針を検討するために、国が地方公共団体に対し資料の提出または意見の提出を求めることができるようになるというものでした。

以上のことから、国が求める資料、意見は、国が早期に事態に対処できるよう、その対処方法を検討するために国が必要だと考えるものと想定しています。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 2番目に参りますが、その改正案の中に、またこういったことが

あります。国の地方公共団体に対する補充的な指示、適切な要件、手続の下、国は地方公共団体のその事務処理について、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができる。この何で補充的、どういう意味なんでしょうね、この補充的な指示というのは。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

さきの質問でもお答えしましたとおり、本改正は未施行であることから、総務省のホームページに掲載されている国会提出資料から読み取れる範囲でお答えさせていただきます。

国会提出資料を確認する限り、この改正の趣旨は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生したり発生のおそれがあったりする場合において、他の個別法で対応できる場合を除き、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、特に必要があると認めるときに、閣議の決定を経て、該当する地方公共団体の事務処理について、的確かつ迅速な実施の確保をするため、必要な指示を行えるようにするということであると考えます。

このため、補充的な指示とは、有事の際、個別法では対応できない場合に、状況に応じて生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するために講ずべき措置を行うための必要な指示であると言えます。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 要点3に行きます。そうだと思いますけど、この地方自治法というのは一般法と言われるそうなんです。災害対策法、名前がもうちょっと長いと思うんですけど、あるいはコロナの感染症対策に関する法律ね、これは個別法と言われて、個別法で対応できるものは、一般法では基本的にはそう規定する必要はないというか、縛りをかける必要はないというのが原則だそうです。

ですから、個別法で対処できるんじゃないかというのが、さきの衆議院の総務委員会の参考人さんの発言の中でも時々散見されました。変えなくてもいいよというほうの方々のね。

変えたほうがいいという方々は、それ個別法で想定外のことが出るじゃないかと、何が起こるか分かんぞという、そういうこともあるかなとは思いますが、そんな宇宙人がこう攻めてくるとか、その手前で世界大戦がまた発生するとか、そういうのがあるのかなとかも、そんなことを考えているのかなと思ったんですけど、だったら地球終わりだなと思いますが、とにかく犬山も個別法で対応している部分が結構あったんだと思うんですよ。例えば能登に行ったり、あるいは茨城県の高萩市に給水車を送ったときもそうだったと思う。あるいは付家老の協定か何かの下にやっていたと思うんです。ですから、既存の個別法や、そういった2都市間の協定というか、そういうもので対応できると思うんですけどね。そうやって職員なんかを派遣したんですよ、今回も。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

令和6年能登半島地震による災害支援として、国や県、全国市長会などからの要請により、市ではこれまでに延べ49名の職員を、輪島市や珠洲市など能登半島の市町へ派遣しています。これらの派遣は、災害対策基本法第67条、消防組織法第44条の3、地方自治法第252条の17などの規定に基づいたものとなります。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） そうなんですよ。ですから、既存の個別法でまずは対応できると思うんだけど、その想定外のことが起きたらどうするんだという、法律というのは、基本的なところは立法事実がないと法律というのは普通はつくれないというのを今回学ばせてもらったんですけど、じゃあ想定外のことが起こった場合というのは、それは立法事実にならないはずなんだという、それも議論されてましたね、さっきの総務委員会でも。

ですから、僕は、何て言うかね、今回のこれは閣議決定だけで指示できるんですよ。国会通さなくてもいいんです。閣議で決まったらそれで指示できるという形になっていますので、緊急な場合には、だから、よっぽど本当に気をつけないと、地方自治体にとって不利益な指示が出る可能性があるんで、これ以上は質問しませんが、ぜひ職員の皆さんも、こういった法改正、よく注視していただいて、もし何か変な指示が来たら跳ね除けるような気持ちでいていただきたい。

やっぱりもう僕、目の前の市民を守るのは市の職員しかいない、そう思っていますからぜひよろしくをお願いします。

じゃあ、2件目に移ります。2件目は、「水辺で乾杯」というのがありまして、これは2014年に国土交通省が始めたミズベリングという活動があったらしくて、その一環として、「水辺で乾杯」というのを全国でやりませんかという呼びかけをしたそうです。

7月7日午後7時7分に、川の近くで乾杯しようと。私が60年前、幼稚園の頃は、木曽川の犬山城の下で川遊びしていた、泳いでいた覚えがあります。僕より先輩に聞くと、もうみんな城山荘まで、岩まで泳いでいたとか言ってますんで、本当、木曽川は非常に割合に近かった。だけど、最近、もう遠くてしょうがない、もうなかなか近づけないところになっちゃった。

ですから、もう一度、やはり僕は木曽川、目の前にあるんですからね、川に親水できるような、親水というのは親しむですね、できるような、そういったイベントをやったりどんどん開催していくべきだなと僕は思っています。

犬山は、この「水辺で乾杯」というか、ミズベリング絡みのそういった親水イベント活動というのは、今までどんなことをしてきたのか。

それとあと、今回、もうすぐ7月7日が来ますけれども、どんなことを予定されているのか。あるいはやるよっていう人は、何かやるよっていう人があった場合には、どんな広報とか、お手伝いされるのか、ちょっとお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

国が河川の水辺の利活用を目的とした事業の一つとして企画している「水辺で乾杯」は、今議員がおっしゃったように、7月7日午後7時7分に、各自が飲物を持ち寄り、水辺で乾杯を行うという企画で、直近では令和5年に市職員有志が集まり、犬山市内で行われた実績があります。

この企画は、各自が青いものを身に着け、それぞれのお気に入りの水辺で、そこでたまたま出会った方と乾杯を行うといったシンプルなルールで行われ、平成30年には、市職員のほか、木曽川観光、観光協会、犬山西地区コミュニティ推進協議会といった団体に、書面でこの企画への参加を呼びかけを行いました。大雨に伴う木曽川の増水等により、当日中止となりました。

本市では、河川空間活性化として、地元住民の方を中心とした栗栖地区での遊歩道整備や、内田地区での木曽川河畔のにぎわい創出としてマルシェの開催や、地元住民の方々との今後の河川空間の整備に向けた意見交換の場、河畔deカタリーヴァなどが展開されています。これらの河川空間活性化の取組の一つとして、この「水辺で乾杯」も、市民の皆さんが気軽に木曽川河畔に親しむ機会の一つとなります。

現在のところ、2024年開催については、専用ホームページに開催告知は掲載されておらず、木曽川上流河川事務所からの情報提供もございませんが、正式な情報が確認できましたら、より多くの方に知っていただくため、市ホームページや公式SNSを通じてPRを行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。私はツインプリッジの真ん中に立って、夕日を見ながら、犬山城を眺めて、ノンアルビールを乾杯しますんで、暇な方は来てください。ありがとうございます。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時30分まで休憩いたします。

午後1時20分 休憩

再 開

午後1時30分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。11番、岡 覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団、11番、岡 覚です。通告いたしました4件について、一般質問をさせていただきます。

件名1、ギフチョウやアサギマダラ、カワセミやキジ、マメナシなど貴重な動植物の保護

等に関する市の施策の展開について。

①尾張富士の山麓でギフチョウを捕獲しようとしている方に注意したい地元の方への市の対応について、質問いたします。

先日、犬山にギフチョウが飛んでくるものですから、大きな網を持ってこのギフチョウを捕獲しようという方がやってみえまして、そして、それを見ていた市民が、ちょっとと思って止めたいというのが、地元の自然愛好者の思いなんですね。

私、その方に、「犬山市って、そういう条例あるよね、止めてもいいよね」というふうに言われたんですけども、私は条例がないのを知ってしまして、「いや、気持ちは分かるけどね」と言って答えた記憶があります。以前にも、本宮山でも同じような状況があったんですね。

ここ犬山は、スズカカンアオイという、ギフチョウが卵を産み付ける植物が生えていて、ですから春にギフチョウが飛んでくる、そういう地域になっています。やはり、地元の自然愛好家は、ここでギフチョウを捕獲してほしくないという思いが非常に強いものがあるというふうに思っていますが、そういう方が市民の中には、地元の皆さんの中には大勢みえるんじゃないかと思えますけれども、そういう方に対して、やはり市は基本的にはこういう態度で接してほしいですというような基準を、私が適当にというか、私は私なりに適切に接したつもりなんですけれども、そういうものを確立しておいたほうがいいのではないかと思います、質問いたします。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山市は木曽川がつくる扇状地の扇頂部に当たり、市の東部は丘陵や山地で構成され、豊かな自然環境が残されています。そこには議員ご質問のギフチョウやマメナシなど、多様な動植物が生息し、生育し、市民にとっては自然と触れ合い親しむ場所であり、次世代に継承すべき自然環境にあると考えております。

ギフチョウについては、国や愛知県では、レッドリストで絶滅の危険が増大しているとされる絶滅危惧２類に評価されています。貴重な野生生物を保全するために定めた種の保存法や自然公園法など、その他の法令では、捕獲や採取などの規制対象となる種とはなっていません。

しかしながら、レッドリストに記載された絶滅危惧種を捕獲することは、絶滅を早めるおそれがあり、自生しているその場所で保全していくことが大切であると考えております。市民や来訪者の皆様にもそのような意識を持っていただけるよう、広報やホームページで周知、情報の発信に取り組んでいきます。

捕獲されている方にどうやってお声をかけるかという話については、議員が言われるように、トラブルを呼ぶこともありますので、積極的にお声がけをというわけにはいきませんが、この自然のままの姿を守っていきませんか、守っていきましようというようにお声がけいただければと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございます。ネットで調べますと、ギフチョウの捕獲を禁止している条例が幾つかの自治体で見られますが、犬山ではそういう状況にはなっていないということが分かりましたし、レッドリストに記載されているという中で、そういう取ってほしくないという思いが、犬山市の中にもあるけれども、直接、網を持って来訪された方に声をかけると、トラブルの元にもなるからという答弁でありました。

先日、別のところに行きましたら、そういう条例の裏づけがなくても、捕獲や植物の採集はやめてくださいというのが書いてありまして、それは多分地主さんがやられたことだというふうに思っています。確認の意味でちょっとあれするんですが、尾張富士については、神社所有の土地がかなり広く、もちろん市の道路も入っているわけですが、林道が入っていますけれども、地主さん等が自分の土地に関しては、それはやめてほしいということを持ってくるのは大丈夫じゃないかと思うんですけども、再質問で、そのことについてだけお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

当然、土地の所有者が自分の土地を守るという意味での掲示については、問題ないかというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） ありがとうございます。

2、貴重な動植物の市内における実態の調査、把握、保護や捕獲、伐採等の禁止などの条例制定の検討について質問いたします。

私はギフチョウだけでなく、犬山市のこの自然というのは非常に豊かな側面がある。しかも濃尾平野から、このいわゆる丘陵地にかけて、名古屋市から見れば、北に行くに従って山になってくるわけですが、犬山が初めての本格的な愛岐丘陵の始まりということで、今言ったスズカカンアオイやギフチョウをはじめとして、様々な貴重な動植物があるという地域だと思っています。犬山ならではのこういう自然豊かなところでの犬山らしい条例というのは、私は必要だというふうに思っています。1種類に限るんじゃなくて、たしか私の調べでは、長野県の小諸市が、次々と貴重な動植物を指定していくような形の保護条例を持っているというふうに思っていますが、こういう条例制定を検討していく上での、そういう実態調査やデータとして幾つか握っていくということ等々が私は必要だなど、犬山らしい、そういう条例の制定に向けた取組を進めていくべきだなというふうに思っていますが、これに関してはどんな思いでしょうか、答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山市では自然環境保全及び希少動植物保護のため、平成30年度より五条川上流における魚類生息調査、令和元年度よりマメナシの生息調査など、市内に生息が確認されている希少動植物の一部ではありますが、調査を継続的に実施しています。

今後も現行の希少動植物の実態調査を継続し、生息状況や生育環境の把握に努め、市内に生息、生育する希少動植物の動向に注視してまいります。

希少動植物の捕獲や伐採などを禁止する条例を制定することは、希少動植物を保護するだけだけでなく、生育、生息できる環境の保全にもつながると考えております。

しかしながら、条例を制定するのであれば、市内に生息する希少動植物の実態調査や捕獲等を制限する基準、市としての保全の方針、規制策の推進体制など検討が必要な課題も多いというふうに考えております。

現在、愛知県が独自に条例を制定し、自然環境保全の方針を定め、一部の希少動植物の捕獲等を禁止しております。県内ではほかに岡崎市、春日井市が同様の条例を設定しています。まずはこれら自治体の制定条例や、それに対する環境整備への取組などを調査研究してまいりたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。条例制定に向けての調査研究が開始されるという答弁でした。

先ほどマメナシについて、令和元年度より調査ということでしたけれども、マメナシが貴重な植物だという認識が広がっている中で、しかし残念ながら、せっかくその前年に発見されたマメナシが藤井という集落の北側で宮之浦池のほとりで発見されたマメナシが伐採されてしまうという悲しい事故も、事故と言っているのか、普通に伐採しちゃったんですけども、そういうこともあったりしまして、私はそういうことから言っても、やっぱり貴重な動植物を何らかの形で守っていく条例制定に向けた取組というのが大事だなというふうに思っていますが、今の部長答弁では、まだ緒に就きたいという、緒に就いたとは言わない、スタートしてみたいというような答弁だったというふうに思っていますけれども、こういう条例制定に向けた動きを私はぜひきちっとスタートしてほしいと思っていますが、そういう点ではやはり市長の思いや市長のリーダーシップというのは、私は大事だというふうに思っています、市長はこれについてはどうお考えか、お示しをいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをします。

言うまでもなく犬山は、約半分が里山に囲まれた自然豊かな誇るべき犬山だと思っています。ですから思いは一緒です。

それにたまたまなんでしょうか、ちょうど私も1か月ほど前に、ギフチョウのお話をお聞きする機会がありました。そのときには、犬山市には条例がない。捕獲されないように何とかならないかという内容でありました。

そのときに、市でまず条例をつくるよりも、県が先ほどご紹介いただいたように、県には

条例があるがゆえに、県の中で定められることによって、ギフチョウの捕獲が禁止をされるのであれば、愛知県中でギフチョウの捕獲がされなくなるという思いから、中村県議を通じて相談をさせていただいているところです。まだ形ははっきりはしていませんが、そんな思いを持って取り組んでいきたいというふうに思っています。

そして、条例の制定についてであります。それは部長が答弁したとおり、調査研究から開始をしていくということでもあります。岡議員の熱い思いは非常にありがたいし、心強いです。我々も考えていくという観点も踏まえて、もしお願いできるのであれば、議員の皆さんが条例提案をしていただくということも大いにありだと思っています。それによってお互いが勉強し合い、資質向上につながるものだというふうに思っていますので、ぜひ議員提案のほうも考えていただければうれしいと思いますので、ご検討のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長、答弁ありがとうございます。逆にボールも投げられて、議員提案もいいんじゃないのということでしたので、切磋琢磨して頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。2、定年引上げを機会に、公務・公共サービスで働く労働者の権利と住民サービスの向上について伺います。

先日、私、初めてだと記憶しているんですけども、自治体キャラバンというのに傍聴させていただきまして、資料も頂きました。なかなか貴重な資料だなというふうに思いまして、本日の資料配付に付けさせていただきました。

特にこの中で、総務省の幾つかの通知みたいなのが入ってまして、ちゃんと守ってというか、しっかりやっているのかなという思いも含めて、今回、一般質問で取り上げさせてもらいます。

1、正規職員の実数も定数も増を図り、低過ぎる有給休暇取得率も増を図りながら、住民サービスを拡充することについてです。

1は、正規職員について、（2）では、会計年度任用職員について取り上げますが、犬山市の有給休暇の取得率というのが、名古屋市や県下平均に比べても随分と低いというのが私の認識でして、私は人間が自由になっていく上では、やはり一つは労働を喜びとしながらも、労働時間を減らすのが自由な時間の獲得につながるという思いでいますので、やはりそういう面では有給休暇は働く者の権利として大いに取っていただきたい、県下平均よりも随分と少ないという状況が長年続いていたというふうに思っていますので、こういう点で、有給休暇の取得を増としながら、職員の増も図っていくということが大事だというふうに思っています。

先ほど言った自治体キャラバンに傍聴させてもらったときに、当該年度というか、令和5年の中で職員増を図ってきたけれども、しかし残念ながら退職もあって、目標には達しなかったと。しかし、貴重な増員は図ってきているというふうに確認ができましたが、どのような増が図られてきているのかということと、合わせて今、定数との開きもあると思いますけ

れども、その辺を含めて私はこの定年の引上げを機会にと言いましたけど、いわゆるもっと分かりやすく言えば、チャンスとして捉えて、職員増を図っていくべきだという思いでいます。それは取りも直さず、市民のために働く、きちんと適切に公務労働として働く職員が適数の数が確保できるように、しかも市民にとっても有能な職員を確保すべきだという思いでいます。

これに関しては、今議会では、光清議員も職員採用について、玉置議員からも保育士の確保について等の一般質問がありまして、議員の思いからすると、そういう思いがありますので、その辺にも応えた形で答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

職員数については、時間外勤務の時間数や年次有給休暇の取得日数なども参考に、各課の業務に見合った人員配置とするため、業務量や市民ニーズへの対応も考慮しながら、市役所全体で検討しています。

今年度については、市における子育て環境の充実を図るため、こども家庭センターの設置に合わせて、保育士を4名、保健師を2名、栄養士を1名増員しています。また、地域消防力の強化に向け、消防職員を2名増員するとともに、公共施設の老朽化対策やインフラ整備推進のため、技術職員を2名増員するなど、機構改革に合わせて、4月1日時点では、前年度の573名より15名の増員を図り、役職定年となった職員1名を含め、588名となっています。

職員定数は614名であり、定数には届いていない状況であるため、今後においても未満児保育における保育士の配置人数の見直しや、消防職員における火災初動時における救助工作車の確実な出動、出張所の消防隊と救急隊の2隊運用の確立など、住民サービスの拡充に伴い、増員していく予定です。

正規職員の年次有給休暇の平均取得日数については、令和4年度は11.1日でしたが、あいちウィークや年末年始の長期休暇に合わせた年次有給休暇取得促進月間の設置、夏季休暇の取得の際に、年次有給休暇2日間の先行取得を促すなどの取組を進めた結果、令和5年度については、13.3日の取得となっています。

これとは別に、当市では、他の自治体とは異なり、勤続15年、20年、25年、30年、35年、40年を勤務した職員には3日間のリフレッシュ休暇制度を設けており、令和5年度においては68名の職員が202日の休暇を取得しています。

また、入学式や卒業式などに参加するための家族休暇を付与する制度も独自で設けており、令和5年度においては107名の職員が228日の休暇を取得しています。

今後においても引き続き年次有給休暇だけでなく、これらの特別休暇も含めて、職員が休みを取りやすい職場環境づくりに努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。特に特別休暇が思ったよりも前進してきているんだなということを改めて認識させていただきました。

1点だけ再質問させてください。

真ん中辺ぐらいの答弁で、住民サービスの拡充に伴い増員していく予定というふうに答弁がありましたが、条例の定数は614名で、現在の職員は588名ということで、差が26名ありますが、この26名、それぞれの現場では、やっぱり職員を増やしてほしいというのはどこの課でも共通して語られる言葉ですので、そういう点では、市民の要望に応じていくという立場で、とりわけ今日の午前中にありました久世議員の重層的支援体制の確立も含めて、やっぱり専門的な知識も含めた、そしてきちっと連携が取れる職員体制というのは、僕は非常に大事だというふうに思っていますので、その増員していく予定という答弁をいただきましたが、やはり今の条例定数の26名という枠内は、いつ頃までにそれに近づけていくのかというタイムスケジュール的な目標というのは持っていくべきだというふうに思いますし、それが今の条例定数が、もう枠が足らないよという認識であれば、やっぱり条例改正して定数も僕は増やしていくということも、当然視野に入れていくべきだというふうに思っています。地方自治体の業務というのが、随分と複雑になってきていますし、いろいろあっても、やっぱり人間の知恵と手、足、これは絶対大事だというふうに思っていますので、その辺についてはどう考えているのか、再質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど光清議員のというご紹介ございましたけど、実は令和7年度の職員につきましては、ついこの間、二次試験の合格者の発表をいたしまして、これはホームページで出ております。保育職が13名、技術、土木系でございますけど、4名で、消防職が5名ということで、全員、そのまま来年の4月に入庁していただければ、22名増加する。

ただ、退職者の関係ですとか、家庭の諸事情ですとか、辞められる方もいらっしゃいますけど、先ほどの614名から588名引くと26名でございますけど、今回、令和7年度に向けて、まだ今度後半戦に向けて、一般職の新卒、また社会人枠で技術職も、やはり社会人枠、即戦力という形の職員も当然必要になってまいりますので、社会人枠の技術職ですとか、高卒の消防士とかも若干名取ってまいりますので、そういう意味では、足し算引き算ということではございませんけど、そういう形でいけば、非常に定数に近くなってくるというところがございます。

ただ、議員おっしゃいますように、市民の方のニーズですとか、業務の多忙化というんですか、多量化というんですか、そういうことも踏まえますと、今後、その時代時代のニーズに即応できるような形の中で、必要に応じた形の中で、定数の見直しも考えていかないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 現在の募集状況や今後の2次募集の予定等も答弁いただきましてありがとうございます。しかし残念ながら、目標を持つという点で、やはり方向性ははつき

りましたけれども、目標を持つということが私は大事だというふうに思っていますので、その点を再度指摘させていただきまして、次に移ります。

先ほど会計年度任用職員については2でお願いしましたと言いましたが、(2)フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の適切な設定と待遇改善について、質問いたします。

先ほどの資料のところに、例えば会計年度任用職員の適正な運用についてということで、本来ならフルタイムで任用しなくちゃいけないのを、パートタイムでちょこっと時間を削って、そういうことをやっちゃいかんよというのが通達にも出されていて、細かいところまで通達述べてるじゃんか思ったりしましたし、そのほかについても、ここでも期末手当や勤勉手当についても述べられています。

こうしたことを含めて、パートタイムの会計年度任用職員も、フルタイムの会計年度任用職員も、適切な労働条件の改善、待遇の改善というのが、私は重要だと思っています。この点については、どのように運用をし、やろうとしているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用職員については、正規職員の育児休業代替、専門的知識が必要となる介護認定調査員、英語の指導講師、栄養士、子ども未来園における不足分のクラス担任などの保育士に限り配置しており、72名を任用しています。

パートタイム会計年度任用職員については、本庁では正規職員の事務補助として、子ども未来園では、障害児対応、早朝や延長時間の対応、学校現場では少人数授業や部活動の指導員、障害児童生徒の対応などを担っていただいております。正規職員の4分の3程度の勤務時間の職員が202名、2分の1程度の勤務時間の職員が139名、2分の1未満の勤務時間の職員が217名となっています。

勤勉手当の支給については、令和2年度の会計年度任用職員制度が新設されてから支給している期末手当と同様に、週15時間30分以上の会計年度任用職員に対して、今年度より正規職員と同様の年2.05か月分を支給しています。

遡及措置については、2月議会で岡議員からのご質疑にお答えしたとおり、当市においては、令和2年度に会計年度任用職員制度を新設してから、これまで独自の給料表を使用してきたことから、国から遡及の指標が示されていないこと、1人で複数の任用契約を持っている事例があることなど、円未満の取扱いや在職期間の取扱いなど、詳細な算出方法の決定が難しい状況となっています。

ただし、会計年度任用職員の処遇改善は重要な課題であると認識しており、年度内に正規職員と同様の給料表に置き換えるために条例等の改正をして、これはお認めいただければですけれども、それから次年度の新給料表に切り替え、複数任用契約の在り方などに見直しを図った後、遡及措置についても対応していく予定です。

また、会計年度任用職員の休暇については、令和２年度に会計年度任用職員制度を新設してからこれまで、人事院勧告に準じて付与しており、現状では正規職員とは同等とはなっていない状況です。

このため、今後も人事院勧告等を注視し、会計年度任用職員に係る改正等が行われた際には、すぐに対応できるよう努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎１１番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。給料表等の改善、改定がされた場合の遡及措置についても対応していく予定だということも含めて、改善が図られていくというふうに理解をいたしました。１点だけ触れられなかった、資料にはちょっと付けておいたんですが、時間外勤務というんですか、いわゆる残業ですね、これに関してやはり私はここにも述べられているように、この資料にも述べられているように、適切に把握し、管理していくということが大事だと思っていますし、それから、この超過勤務、時間外勤務は、犬山市の場合に、これは「こういうことを取り上げるんだったら、岡さん、ぜひ言ってよ」ということで回り回って私のところに来たのが、時間外手当で頂けるのかと思っていたけども、手当でなくて、その分を正規の時間で休んでもらって、代休と言うのかな、という形の処理方法に、それが一般的に進められているという話が、犬山市のこの今の会計年度職員から回って回って私のところに来たんですけども、首かしげてみえるからそうじゃないのか、原則はやはり時間外手当として、時間外勤務手当として支払われるべきだというふうに思いますし、本人の希望に合わせるべきだというふうに思っていますけれども、本人たちは時間外勤務手当としていただけるものと思っていたということがあったわけですけども、その辺を含めて時間外の勤務手当についての適切な運用が大事ではないかと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後２時０６分 休憩

再 開

午後２時０７分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

現状、部署によって、もしかしたら勤務日数のところの調整という形があるかもしれませんが、正しい運用になるように、まず現状を調査させていただいて、改めるべきところがあれば改めるような形で、全庁的に進めていきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎ 11 番（岡 覚君） 了解しました。次の質問に移ります。

3、文部科学省の通達（修学旅行等における2025年日本国際博覧会の活用について）に対する犬山市の対応について、お伺いしたいと思います。

この通達は、2023年3月に出されたものだというふうに理解しています。これをどういうふうに受け止めたか、教育委員会や各学校ではどうなのか。そして、現実この通達に基づいて、全国的には様々な不安が増幅しています。

資料を、件名3に関してということで、中日新聞の5月31日付ですね、子ども102万人を無料招待計画ということの中で、現場は様々な懸念を持っているということでありまして、これも私どもも付けてよかったなと思ったんですけども、私どものしんぶん赤旗も、5月、同じ頃ですね、5月27日に万博Q&Aということで特集していまして、とりわけやはり学校行事としての大動員は大丈夫なのかということで出されていますが、特にここはもともと知っている人は知っているわけで、夢洲は産廃や様々なごみが埋められたところでありまして、廃棄物が埋められていて、メタンガスをはじめとしてガスが、今も発生していて、そのガスの爆発が起きたし、今もガスは発生していて、ガス抜き用の配管を設置して対応しているということではありますが、犬山市の教育委員会及び学校の対応はどうであるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

修学旅行の行き先については、各学校で計画される教育課程内での実施となり、行き先については、社会情勢や児童生徒の現状を鑑み、学校ごとに総合的に判断して決定しているところです。

現時点で来年度の修学旅行先として、2025年日本国際博覧会、いわゆる大阪・関西万博を予定している学校はなく、その上で、市教育委員会が大阪・関西万博を行き先にするよう呼びかけることもありません。

今後も各学校の自主性の下に、効果的な学習につながるのか、安心・安全に宿泊学習を進められるのかを念頭に置いて修学旅行を計画し、実施していただくようお願いをしております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎ 11 番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。特に各学校の自主性の下にというのが、犬山の教育らしいということだというふうに思っていますので、ぜひ今後とも犬山らしさを貫いていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。4、ニセ電話詐欺被害防止対策として、自動通話録音装置の貸出し（または配布）事業の開始についてということで質問いたします。

これに関しても、先日5月14日付の中日新聞の記事を添付させていただきました。

犬山は、既に、特殊詐欺防止用の電話機器を購入する場合は補助事業を実施していると、これはもちろん私も承知しています。今回、市民のある方から、多分、名古屋の事例がラジ

オで放送されたんだと思いますが、これを聞いて、もっと早い段階で、5月の10日前後ぐらいに私のところに、犬山でもそういう配布だとか貸出しだとかというのはやれんのかという問合せというか、一般質問で取り上げてほしい旨のお話がありました。

犬山は購入費の補助制度があるけどなと思いつつ、ためらっていたんですけども、そして数日して、中日新聞で春日井の事例が取り上げられました。ここの記事には、犬山のような購入時の補助制度と、それから春日井市やさいたま市が貸出し等の助成と、2つの方法があるよという形で出されていて、犬山市がやっている購入費補助については、それは一つの制度として私は否定するものでもないですし、ぜひ続けてほしいというふうに思っていますが、今回は春日井市のように、自動通話録音装置の貸出し、もしくは配布、こういう事業も合わせてやったらどうでしょうかということで質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

当市では、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止用電話機器の購入費を補助する制度を、令和2年5月から実施しています。

この制度は、市内に住所を有する65歳以上の人、または65歳以上の人と同一世帯の人を対象として、特殊詐欺への対策機能を有する電話機や、固定電話に接続する自動通話録音装置などの購入費と取付工事費を補助しています。

補助金額は、経費の2分の1、上限5,000円で、実績件数は、令和2年度65件、令和3年度27件、令和4年度31件、令和5年度83件と合計206件になります。このうち、自動通話録音装置の購入に対する補助は1件だけでした。

近隣市町においても、補助金額の差はありますが、当市と同様の補助制度を導入しています。一方で、議員ご紹介のとおり、春日井市は自己負担2,000円、市負担約1万2,000円で、自動通話録音装置の配布という制度を令和元年度から導入しています。

市としては、これまでの実績と市の負担額を考慮し、特殊詐欺への対策機能が付いた電話機の購入補助を引き続き進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今の武内部長の発言なんですが、私が質問したことにまともに答弁してないですね。今、市のやっている購入費の補助について詳しく述べられて、引き続き購入費の補助の制度は続けていきますよという答弁であって、私が質問したのは、書いてるように、自動通話録音装置の貸出しまたは配布事業の開始はどうなんですかと、春日井市並みのことにはどうなんですかとということを聞いているわけで、犬山市は私が議員になってから、発言通告制度で一般質問をやってきました、発言通告というのは、時の議長が確認して、これは市の一般事務に該当するよと、だから言ってみれば議長お墨つきで、発言通告をして、そして、ヒアリングも丁寧にやって、発言通告したわけですけども、今回、発言通告に対するまともな答弁の文言はなかったんです。ないんです。

行間読めよとかね、悟れよってことを言えば、私だってこれ見れば分かりますよ。当然、

市の今やっている購入費の補助制度があるんだから、これはやっていきますと、だから新しいその貸出しだとか配布はやりたくないよと、端的に言えばやりたくないよということだというふうに思いますが、発言通告で質問したわけですから、やりたくないよっていうことも、もしそういうことを答弁として言いたくないよということなのかなんか分からないんですけども、僕はやっぱり議員として発言通告をし、そして答弁を求めたいと。

これは冒頭言ったように、ある市民から、「岡さん、犬山もやるべきじゃないかと思う」ということで言われたわけですから、「いや、答弁なかったよ」って言って、私としては文字どおりに見れば、そういうことになるもんですから、これは市長に、やっぱり僕らは今、議案質疑についても通告制のこの試行運用をやっていますけれども、一般質問についてはずっと発言通告制でやってきて、私、これが今年42年目の議員活動の中で、発言通告した質問に関して、回りくどく答弁されたことはあるかもしれないんですけども、直接その質問したことに言及されない答弁というのは初めて受けまして、実はびっくりしているんです。

そういう点で、やっぱり市が今やっている購入費補助は、これは4年間の実績も出されていて、それなりの効果があると思います。ただ、市民負担が全然違うと思うんですよ。春日井市や名古屋市やさいたま市がやっている貸付けや、配布事業は市民負担がまるっと違うわけですので、これに関しては直接の答弁がなかったわけですので、当然市長とも打ち合わせした上での部長答弁だったと思いますので、これはやっぱり僕らとすれば、市民から提言いただいたことでもありますし、お返しもしなくちゃいけないわけですので、市民負担が、春日井市の場合は2,000円、それからさいたま市ですか、この事例は無料で貸し出しているよと、名古屋市はちょっと金額は分かりませんが、そういう事例が実際にあるわけですので、私は詐欺被害の防止に役立つのであれば、同じような制度があったっていいと思うんですよ。選択は市民がするわけですから、私はそれを答弁しづらいなということで、今の犬山市の購入費の補助制度は続けていきますというだけに終わるんじゃないかと、これはまともに、僕の発言通告で質問したことに対して、まともに答えてほしいんです。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをいたします。

ヒアリングで我々も丁寧にやらせてもらっているつもりです。岡議員も丁寧に向き合っているということをおっしゃっていただきました。もしそのときに足らずまいの答えであるならば、その場でご指摘をいただきながら、これからの改善につなげていきたいと思っていますので、まず、その点をお願いを申し上げていきたいと思っています。

私たちも議員皆さんの質問に対して、正確に適切に答えるべく答弁を用意しています。その思いは全く変わりません。ですから、ヒアリングのときに自分の意図しないところの答弁を我々がするような状況が見受けられるのであれば、その場でご指摘もいただきたいというふうに思いますので、まずはその点を冒頭、お願いをさせていただきます。よろしくお願いします。

そして制度については、犬山市の制度につきましては、部長が答弁したとおりであります。ですから、決して犬山市の制度に対して利用者が少ないわけではありません。きっちり利用していただいていますし、我々としては特殊詐欺の防止電話機の購入に対する補助をさせていただいています。ですから、その中には自動録音装置が付いていれば、その対象になりますし、部長の答弁にも申し上げましたが、それだけではなく、録音自動装置の購入と工事費についても補助をしています。ですから、その個別の自動録音を求められる人は、今ある制度で購入、工事をしていただき、我々は補助をしていきたい、これまでの制度を続けながら、また検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長ね、ヒアリングのときに、今日資料でお渡ししました中日新聞の5月14日付ですね、これはコピーを担当課が取らせてほしいと言いますから、当然検討していただけるんだと思って、向かいでコピーをどうぞということでコピーしてもらったんですね。春日井市のほうも効果はあるということで、4年間の実績を載せながら、ただ、先ほど言ったように普及程度で言うと、春日井市は犬山市の人口の4倍ありますので、若干犬山市のほうの利用件数は多いというふうに私は思っています。

しかし、市民負担の程度が春日井市の場合で2,000円、そのほかこういう配布や貸出しという制度の場合は、たしかここに出ているさいたま市は無料なんですよ。だから、市民負担の金額が全然違うんです。

だから、犬山市の制度だけで、今の制度だけでいいんだというのは強弁だと思うんです。市民からすれば、犬山市でも春日井市のような制度をやってほしいと、もしくは名古屋市やさいたま市のような制度をやってほしいというのが、犬山の市民からの要望なんです。それに対して、犬山市はこういう制度やってるからええじゃないかという答弁なんですよ。どうやら検討もしないということなんですか、その辺、ヒアリングのときもそうやって僕は丁寧に対応したつもりです。コピーもお渡ししましたし。

市民に対して犬山市はこういう制度であるんだから、この制度だけでいいじゃないかと、春日井市やさいたま市や名古屋市のような事例については検討もしないよと、犬山市は犬山市でやっている、これでええんだということでもいいんですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 再々質問にお答えをいたします。

先ほども答弁で申し上げました。今ある制度で継続をしつつ検証をしていく。

以上であります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 検証の中に、ぜひ市民の様々な要望についてもどうなのかということも、検証の中に入れてください。

以上で終わります。

◎議長（柴田浩行君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

来週17日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時28分 散会